

令和5年度 行政書士試験

予想解答・解説集

- ※当「予想解答・解説集」の内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ※本試験の最終的な正解につきましては、試験実施団体である一般財団法人 行政書士試験研究センターから 2024 年 1 月 31 日に公表される予定です。
- ※当「予想解答・解説集」の「解説」中における問題文の引用部分については、一般社団法人 行政書士試験研究センターの許諾を得ております。「解説」の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。
- ※当「予想解答・解説集」の正答率は、TACデータリサーチ登録者の速報値を基に掲載しております。ひとつの目安としてご参照ください。
- ※著作権の関係により、問題1・6・56・58～60は正解番号のみとなり、解説文を掲載しておりません。
- ※本試験の「問題」につきましては、一般財団法人 行政書士試験研究センターのホームページにてご確認ください。

令和5年度 行政書士試験 正答一覧

【法令（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ	出題内容	正解	重要度	正解率
基礎法学	1	法の欠如	知識	1	★	39%
	2	法人等	知識	5	★★	64%
憲 法	3	人権（間接的・付随的制約）	判例	2	★★	11%
	4	人権（国務請求権）	条文・判例	3	★	44%
	5	統治（罷免・解職）	条文・知識	3	★★	16%
	6	統治（国政調査権の限界）	知識	2	★★	66%
	7	統治（財政）	条文・知識	2	★★	38%
行政法	8	一般的な法理論（行政行為の瑕疵）	判例・知識	3	★★★★	87%
	9	一般的な法理論（行政上の法律関係）	判例	3	★★★★	65%
	10	一般的な法理論（マクリーン事件判決・裁量）	判例	3	★★	84%
	11	行政手続法（一般）	条文	2	★★	52%
	12	行政手続法（聴聞）	条文	5	★★★★	84%
	13	行政手続法（行政庁等の義務）	条文	1	★★★★	81%
	14	行政不服審査法（一般）	条文	2	★★★★	87%
	15	行政不服審査法（審査請求の裁決）	条文	3	★★★★	67%
	16	行政不服審査法（審査請求の手続）	条文	4	★★★★	84%
	17	行政事件訴訟法（戒告処分と取消訴訟）	条文	2	★★	36%
	18	行政事件訴訟法（準用規定）	条文	2	★	46%
	19	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	判例	3	★★★★	77%
	20	国家賠償法（道路をめぐる国家賠償・2条）	判例	5	★★★★	83%
	21	国家賠償法（1条2項に基づく求償権の性質）	判例・知識	1	★	21%
	22	地方自治法（普通地方公共団体一般）	条文	1	★	22%
	23	地方自治法（直接請求）	条文	4	★★★★	63%
	24	地方自治法（事務の共同処理）	条文	4	★	45%
	25	総合（空港や航空関連施設をめぐる裁判）	判例	3	★★	34%
	26	総合（地方公共団体に対する法律の適用）	条文・知識	5	★★	67%
民 法	27	総則（消滅時効）	条文	4	★★★★	74%
	28	物権各論（取得時効と登記）	条文・判例	2	★★★★	76%
	29	担保物権（集合動産譲渡担保）	判例	5	★	68%
	30	債権総論（連帯債務者の一人について生じた事由）	条文	5	★★★★	82%
	31	債権総論（相殺）	条文	5	★★★★	80%
	32	債権総論（弁済の提供・受領遅滞）	条文	4	★★★★	76%
	33	債権各論（契約の解除等）	条文・判例	4	★★★★	56%
	34	債権各論（損益相殺ないし損益相殺的調整）	条文・判例	4	★	23%
	35	相続（遺言）	条文・判例	3	★★★★	71%
	36	商行為（商行為一般）	条文	5	★★	54%
商 法	37	会社法（設立時取締役）	条文	5	★★	52%
	38	会社法（種類株式）	条文	2	★★	39%
	39	会社法（役員等の責任）	条文	3	★	54%
	40	会社法（会計参与と会計監査人の差異）	条文	5	★★	43%

【法令（多肢選択式）】（各 8 点）

科目	No.	テーマ・正解	出題内容 重要度	正解率
憲 法	41	人権（表現行為に対する事前抑制）最大判昭 61. 6. 11	判例 ★★	ア 8%イ 42% ウ 28%エ 46%
		ア－6 イ－18 ウ－13 エ－8		
行政法	42	一般的な法理論（公営住宅の私法適用）最判昭 59. 12. 13	判例 ★★★	ア 86%イ 58% ウ 92%エ 91%
		ア－5 イ－18 ウ－12 エ－3		
行政法	43	行政事件訴訟法（出訴期間経過と訴訟選択）	知識・条文 ★★★	ア 84%イ 84% ウ 69%エ 84%
		ア－14 イ－6 ウ－19 エ－9		

【法令（記述式）】（各 20 点）

科目	No.	テーマ・予想解答	出題内容	重要度	難易度
行政法	44	行政事件訴訟法（差止訴訟・仮の差止め）	条文	★★★	A
		Y市に対して、出席停止の懲罰の差止訴訟を提起し、出席停止の懲罰の仮の差止めを申し立てる。(44 字)			
民 法	45	担保物権（抵当権の物上代位）	条文	★★★	A
		抵当権の物上代位によって、保険金が払い渡される前に保険金請求権を差押えしなければならない。(45 字)			
民 法	46	債権各論（請負人の担保責任）	条文	★★★	A
		請負人Bの担保責任に基づき、請負代金減額請求、損害賠償請求および本件契約の解除ができる。(44 字)			

【一般知識（5肢択一式）】（各 4 点）

科目	No.	テーマ	出題内容	正解	重要度	正解率
一般知識	47	政治（G 7 サミット）	知識	2	★★	45%
	48	政治（テロリズム対策）	知識	5	★	85%
	49	政治（1960 年代以降の東南アジア）	知識	3	★	42%
	50	経済（日本の法人課税）	知識	5	★★	36%
	51	経済（日本の金融政策）	知識	1	★★★	69%
	52	社会（日本における平等と差別）	知識	2	★	61%
	53	社会（日本の社会保障、社会福祉）	知識	4	★★★	76%
	54	情報通信（日本における行政のデジタル化）	知識	4	★★	61%
	55	情報通信（情報通信用語）	知識	4	★★	54%
	56	情報通信（インターネット広告）	知識	5	★	79%
	57	個人情報保護（個人情報）	知識	1	★★	49%
	58	脱文挿入	論理	2	★★★	88%
	59	空欄補充	論理	1	★★★	90%
	60	脱文挿入	論理	1	★★★	90%

難易度ランク

- A＝易しい － 合格するには必ず正解しなければならない基本問題(正答率80%以上)
 B＝標準 － 合格するには8割程度は正解すべき問題(正答率60%以上～80%未満)
 C＝やや難しい － 合格を分ける問題(正答率40%以上～60%未満)
 D＝難しい － 難易度が高く、解けなくても合格に影響がない問題(正答率40%未満)

令和5年度 本試験講評

1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。総ページ数も53ページと標準的で、時間的にもある程度余裕をもって回答できたのではないかと思います。

内容的には、基礎法学－標準、憲法－難、行政法－標準、民法－易、商法－標準、多肢－標準、記述－易、一般知識－標準、といったところです。法令科目全体でみた場合、記述と民法が比較的容易だった半面、憲法、行政法という公法科目に難問が散見され、難しく感じる方も多かったのではないのでしょうか。また、易しい問題と難しい問題（例えば、憲法で国会法の知識の有無が正解を左右する問題や、民法の譲渡担保の問題）の落差が激しいことも特徴の一つです。難しい問題は早々に見切りをつけ、容易な問題や、記述式でいかに失点を最小限に押さえ、確実に得点を稼げるかが合否の分かれ目といえます。一般知識は、現場思考で常識的に考えて答えが出せる問題があまりなかったのも、高得点は難しいかもしれません。ただ文章理解は例年通り易しかったですし、基準点をクリアすることはそれほど難しくないと考えられます。

合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄8つ正解で16。記述式で36点。一般知識は7問正解で28点。合計180点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の12.13パーセントと同程度の12パーセント前後の合格率になるのではないかと予想します。

【各問題の難易度は以下の基準で設定しています】

正答率	難易度
80%以上	易しい（サービス問題）
60%以上～80%未満	標準（得点すべき問題）
40%以上～60%未満	やや難（合否を分ける問題）
40%未満	難しい（解けなくてもよい）

※この講評で使用している各問題の正答率は、TACデータリサーチの結果です。

2. 法令・5肢択一式 標準

【基礎法学】標準

問題1	基礎法学（法の欠如）	39%難しい
問題2	基礎法学（法人等）	64%標準

問題2は、得点したいところです。

問題1。「法の欠如」がある場合の紛争解決の基準に関する問題で難問です。空欄ウ・エは比較的容易に入りますが、空欄アの習慣、空欄イの条理を入れるのが難しい問題です。問題2は、権利能力なき社団や、種々の法人の定義を問う問題です。正答となる肢エ・ウは難問といえますが、ただし、肢ア・イ・ウの正誤判断は簡単だったため、消去法で正解を導くことができたようです。

【憲法】難しい

問題3	憲法人権（間接的・付随的制約）	10%難しい
問題4	憲法人権（国務請求権）	44%やや難
問題5	憲法統治（罷免・解職）	16%難しい
問題6	憲法統治（国政調査権の限界）	66%標準
問題7	憲法統治（財政）	38%難しい

憲法は、人権から2問、統治から3問出題されました。典型テーマがなく、マイナーテーマや、公職選挙法、内閣法、国会法など、憲法の知識だけでは正誤判断できない出題もあり難問ぞろいです。問題6を正解し、問題4・7は2択まで絞りこんで、どちらかを正解し、2問正解できればよいでしょう。

人権2問（問題3・4）は難問です。問題3。表現の自由に関する制約が、間接的、付随的な制約なのか、直接的な制約なのかを問う判例問題ですが、難問です。肢3を正解として選んでいる方が50%近くいることから、肢エが正しいと考えた方が多かったようです。判例を丁寧に読んでいないと正解を出しにくいですが、かといって、判例を一つ一つのレベルで読み込むことは学習バランスを失しますので、注意しなければなりません。問題4。国務請求権に関する問題です。肢1や肢5は憲法の条文知識からも答えを導きだせます。肢2は国家賠償法の知識から判断は容易です。肢4は判例知識としては細かいですし、正解となる肢3は論理的な思考が試されます。2択まで絞り込めればよいでしょう。

統治3問（問題5～7）も難問です。問題5。公務員の免職・解職に関する問題です。肢4・5は簡単に切れますが、肢1は公職選挙法の知識を要求されますし、肢3は閣議の慣例を問うもので、憲法知識だけでは解けない難問です。問題6。国政調査権の限界に関する論理問題です。条文・判例の知識を問うものではありませんが、提示されている文章を丁寧に読めば、肢2の誤りは比較的容易に判断できるでしょう。問題7。財政に関する問題です。憲法の中ではマイナーテーマです。肢1・4・5は条文から正誤判断できますが、正解肢2は国会法の知識が要求され迷うところです。

【行政法】標準

行政法は標準的な問題も多いのですが、難しい問題もあり、13問の正解が合格ラインです。

《一般的な法理論》 問題8～10 易しい

問題8	行政法一般的な法理論（行政行為の瑕疵）	87%易しい
問題9	行政法一般的な法理論（行政上の法律関係）	65%標準
問題10	行政法一般的な法理論（マクリーン事件判決・裁量）	84%易しい

問題8～10の一般的な法理論。行政行為の瑕疵、私法法規の適用、許可申請と典型テーマからの出題です。問題8。行政行為の瑕疵に関する問題です。いずれも基本的な知識ですから、正解しなければならない問題です。問題9。行政上の法律関係に私法法規が適用されるかについての問題です。肢ウ「○」、肢エ「×」の判断は比較的容易ですから、少し難しい肢ア・イの正誤判断ができなくても、消去法で肢3を正解として導くのは可能です。ぜひとも正解したい問題です。問題10。許可申請に対する処分に関する問題です。マクリーン事件という憲法でも触れる判例ですが、長文かつ具体的な「あてはめ」の可否が問われているので難問です。問題8・9の2問正解したい内容です。

《行政手続法》 問題11～13 易しい

問題11	行政手続法（一般）	52%やや難
問題12	行政手続法（聴聞）	84%易しい
問題13	行政手続法（行政庁等の義務）	81%易しい

問題11～13の行政手続法。行政指導等、聴聞、義務規定の横断問題であり、いずれも典型テーマです。問題11。行政指導を中心とする問題でした。消去法でも肢2を正解とできますし、容易な問題といえますが、やや正答率は低くなりました。問題12。聴聞に関する典型問題です。問われている知識も基本です。問題13。行政庁等の義務に関する横断問題です。「努力義務」か「法的義務」かを問う問題ですが、公聴会の開催（肢ア）、審査基準の設定公表（肢イ）、処分基準の設定公表（肢ウ）、標準処理期間の設定公表（肢エ）は、いずれも容易に判断できます。3問すべて正解したい問題です。

《行政不服審査法》 問題14～16 易しい

問題14	行政不服審査法（一般）	87%易しい
問題15	行政不服審査法（審査請求の裁決）	67%標準
問題16	行政不服審査法（審査請求の手続）	84%易しい

問題14～16の行政不服審査法。問題14。不作為についての審査請求に関する問題です。いずれの肢も容易に正誤判断できます。問題15。裁決に関する問題です。正解肢3は基本です。問題16。審査請求の手続に関する問題です。この問題も、基本知識ばかりです。行政不服審査法も条文知識を超えることはなく、3問すべて正解したい問題です。

《行政事件訴訟法》 問題17～19 やや難しい

問題17	行政事件訴訟法（戒告処分と取消訴訟）	36%難しい
問題18	行政事件訴訟法（準用規定）	46%やや難
問題19	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	77%標準

問題 17～19 の行政事件訴訟法。総合問題（問題 17）と、準用（問題 18）は難しいといえます。問題 19 の処分性の問題は典型的な判例問題です。問題 17。行政代執行法の手続を素材として、行政事件訴訟の訴訟選択、違法性の承継、訴訟要件を問う問題でした。特に肢イの違法性の承継は難問です。戒告の取消訴訟で、処分の違法性まで主張できるかどうかについては、主張できないというのが判例ですが、ここまでの知識を押さえるのは難しいですが、「原則、違法性の承継はない」とか、他の類似の知識「課税処分と滞納処分」については違法性の承継はない、などと照らし合わせて結論を導くというように、法的なものの考え方ができたかが勝負です。問題 18。準用規定に関する問題です。問われている内容は簡単ですが、準用は、受験生が嫌うテーマでもあり、準備をしていないと失点してしまう問題です。問題 19。処分性に関する問題です。教科書に書いてあるような典型判例ばかりですので、これは確実に正解したい問題です。問題 19 は確実に得点し、17・18 どちらか拾いたいところです。

《国家賠償法》 問題20～21 標準

問題20	国家賠償法（道路をめぐる国家賠償・2条関連）	83%易しい
問題21	国家賠償法（1条2項に基づく求償権の性質）	21%難しい

問題 20～21 の国家賠償法。国賠 2 条の判例問題と、1 条 2 項に関する判例問題でした。問題 20。道路をめぐる国家賠償に関する判例問題でした。正解となる肢 5 がやや難しい判例ではありますが、その他はいずれも重要判例ばかりで、消去法でも答えは導ける問題です。短時間で答えを出せるかがポイントです。確実に正解したい問題です。問題 21 は国賠 1 条 2 項に関する判例の補足意見です。単純な判例の正誤問題というより、論理問題に近い問題です。空欄ウ・エは簡単ですが、空欄ア・イが、どちらに自己責任・代位責任が入るのか、迷うところです。肢 1・4 の 2 択までは絞り込めたようですが、最後の判断は難しかったようです。

《地方自治法》 問題22～24 やや難しい

問題22	地方自治法（普通地方公共団体一般）	22%難しい
問題23	地方自治法（直接請求）	63%標準
問題24	地方自治法（事務の共同処理）	45%やや難

問題 22～24 の地方自治。直接請求に関する問題 23 は典型テーマです。問題 22 の普通地方公共団体の区域・境界や、問題 24 の事務の共同処理に関する問題は、細かく、確実に正解できる問題ではありません。問題 22。正解となる肢 1 で正誤判断できないと正解するのが難しい問題です。問題 23。直接請求に関する問題は典型テーマで、問われている内容も容易です。問題 24。事務の共同処理に関する問題です。難問です。連携協約（肢 1）、協議会（肢 2）、機関の共同設置（肢 3）、事務の代替執行（肢 4）、職員の派遣（肢 5）のように、頻出する知識ではないものばかりでした。問題 23 だけは確実に正解すべきです。

《行政法総合》 問題25～26 やや難しい

問題25	行政法総合（空港や航空関連施設をめぐる裁判）	34%難しい
問題26	行政法総合（地方公共団体に対する法律の適用）	67%標準

問題 25・26 の行政法総合問題。問題 25。空港関連の判例問題です。正解肢 3 は比較的容易だと思われましたが、肢 2・3・5 で割れました。問題 26。各種法令の地方公共団体への法律の適用に関する問題です。肢 1 の行政手続法、肢 2 の行政不服審査法に加えて、肢 5 の行政機関情報公開法も判断できました。正答率はよかったです。問題 26 は正解すべき問題でした。

【民法】易しい

民法は、例年に比べて易しい問題が多く、得点しやすい内容です。出題内容は、総則1問、物権2問、債権5問、家族法1問の出題で、やや変則的です。譲渡担保に関する問題29や、損益相殺に関する問題34のように、難しい問題もありました。そのような難問は早々に見切りをつけ、易しい問題を確実に得点できたかがポイントといえます。問題29・34以外の7問の正解が目標ラインです。

《総則》 問題27 標準

問題27	総則（消滅時効）	74%標準
------	----------	-------

問題27。消滅時効期間に関する問題で、数字を覚えていれば容易に正誤判断できる問題です。正解すべき問題です。

《物権》 問題28～29 標準

問題28	物権各論（取得時効と登記）	76%標準
問題29	担保物権（集合動産譲渡担保）	68%標準

問題28～29。物権。今年も2問の出題です。問題29。不動産物権変動に関する問題です。時効完成後の第三者に該当するかどうかという典型問題です。正解肢2は、「背信的悪意者」には登記なくして所有権取得を対抗できる、という基本知識ですから、確実に正解したい問題です。問題29。集合動産譲渡担保という、極めてマイナーなテーマといえます。柱書を読んだだけで飛ばすということも必要です。ただし、正解率は比較的良好でした。現場思考を駆使して、常識的な観点から得点できた方が多かったようです。物権は1問の得点が目標です。

《債権総論》 問題30～34 標準

問題30	債権総論（連帯債務者の一人について生じた事由）	82%易しい
問題31	債権総論（相殺）	80%易しい
問題32	債権総論（弁済の提供・受領遅滞）	76%標準
問題33	債権各論（契約の解除等）	56%やや難
問題34	債権各論（損益相殺ないし損益相殺的調整）	23%難しい

問題30～34。昨年に続き、債権からは5問出題されました。問題30～32が債権総論。問題33・34が債権各論。問題34以外はいずれも易しい問題ですから、4問は得点したいところです。問題30。連帯債務の絶対効・相対効という典型問題です。受験生であれば正確な知識を有しているところですし、事例問題でもないので、確実に正解すべき問題です。問題31。相殺に関する問題です。相殺も事例問題で出題されると一気に難易度が上がりますが、単純知識の問題でしたので、こちらも得点すべき問題です。問題32。弁済や、履行遅滞の効果に関する問題です。特に難しい肢はなく、本問も正解すべき問題です。問題33。各種契約における解除の要件を問う問題（肢イは賃貸借の終了原因）です。肢オの寄託は迷うかもしれませんが、その他は基本ですし、組合せ問題でもありますから、肢オが判断できなくても正解は出せる問題です。正解すべき問題です。問題34。損益相殺の対象になるかどうかを判断させる問題です。損益相殺は、不法行為でもかなりマイナーなテーマですし、肢3・4・5はあまり聞いたことのない判例です。回答も3・4・5で割れました。正解できなくても問題ありません。

《相続》 問題35 標準

問題35	相続（遺言）	71%標準
------	--------	-------

問題35。遺言に関する基本知識を問う問題です。過去問で十分に対応できる問題でした。正解すべき問題です。

【商法】 問題36～40 やや難

問題36	商行為（商行為一般）	54%やや難
問題37	会社法（設立時取締役）	52%やや難
問題38	会社法（種類株式）	39%難しい
問題39	会社法（役員等の責任）	54%やや難
問題40	会社法（会計参与と会計監査人の差異）	43%やや難

いずれも正解率 50%前後のやや難しいレベルの問題です。できれば、5 問中 3 問の正解が目標です。

問題 3 6。商行為の問題です。肢 5 が「申し込みをした」商人の費用で保管することは容易な知識ですから、正解したい問題です。商法を捨て問としてしまうと、このような容易な知識でも得点できないことがあるので、やはり、商法・会社法を完全捨て科目にしてしまうのはもったいないです。

問題 3 7～4 0 は会社法からの出題。問題 3 7。設立時取締役に関する問題です。知識的にも標準的な問題といえます。この問題も正解したい問題です。問題 3 8 は種類株式の問題です。肢 2 が誤っていることは簡単に判断できますから、この問題も正解したい問題です。問題 3 9。役員等の責任に関する問題です。やや長文の問題ですが、機関のところでは典型テーマですので、会社法を捨てずに、一通り学習できた方なら比較的容易だったと思われます。問題 4 0。会計参与と会計監査人に関する問題です。会計参与は去年も出題されているところです。知識的には細かいですが、肢 5 は常識的な観点から、誤っていると判断できた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。うまくいけば、この問題も正解したいところではあります。

3. 法令・多肢選択式 標準

問題41	憲法人権（表現行為に対する事前抑制）	ア 8%、イ42%、ウ28%、エ46%
問題42	一般的な法理論（公営住宅の私法適用）	ア86%、イ58%、ウ92%、エ91%
問題43	行政事件訴訟法（出訴期間経過と訴訟選択）	ア84%、イ84%、ウ69%、エ84%

問題 4 1 は空欄ア・ウが特に難しいですが、問題 4 3、問題 4 4 は、いずれも正解率は高くなりました。問題 4 1 は 2 点、問題 4 2 は 6 点、問題 4 3 は 8 点、合計 1 6 点は得点すべき問題です。

問題 4 1 は、表現の自由に対する事前抑制の可否に関する判例問題です。空欄イ・エのどちらかは埋めたいところです。空欄アの「公の批判」や、空欄ウの「公共の利害」は、類似する言葉もあり、他の選択肢と迷うところです。難問です。問題 4 2 は、公営住宅に関する私法法規の適用に関する判例問題です。一般的な法理論からの出題です。穴埋めは比較的容易です。空欄アの「社会福祉」は、「定住環境」と悩むかもしれませんが、すべての空欄を埋めることは可能です。問題 4 3 は、行政事件訴訟の訴訟選択に関する基本問題です。内容的には難しい空欄はないので、全空欄を埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 易

易しい問題です。問題44で12～16点、問題45は10～14点、問題46は12～16点、合格者レベルであれば、40点程度は得点可能な問題です。

【問題44】

行政法。行政事件訴訟法から、差止め訴訟と仮の差止めについての問題でした。事例は単純で、一言でいえば「出席停止の懲罰を回避」したい場合に、「誰に対してどのような手段をとることが有効適切か。」という問題です。解答として「Y市を被告」「出席停止の懲罰の差止め訴訟を提起」することと、「仮の差止めの申し立て」をすることがキーワードとなります。差止め訴訟、仮の差止めの要件を問われているわけではなく、訴訟選択についての問いですから、高得点を狙える問題です。差止め訴訟については、平成30年、仮の差止めについては、平成21年、平成29年に5肢択一で出題があります。12点～16点は確実に特定したいところです。満点も不可能ではありません。

(問題44・採点雑感)

相手方は行政主体である「Y市」となります。「Y市議会」「Y市長」は機関ですから相手方にはなりません。また「裁判所」は訴えを提起する場所ではありますが、本問の主題は、「誰を被告として訴えを提起するか」ということに主題があると考えられますので、正解にはならないと考えます。「裁判所」と書いて、減点はないと思われそうですが、加点もないと予想します。手段として、これからなされようとしている出席停止の懲罰の「差止めの訴え(差止訴訟)」「仮の差止めの申し立て」になりますが、これはよく書けていました。ただし、「仮の差止め訴訟」と書かれているかたが散見されましたが、仮の差止めは「訴え」ではなく「申し立て」となります。また、本問では、懲罰はまだなされていませんので、「取消訴訟」や「無効等確認訴訟」は適切ではありません。また、積極的な行動を求めるわけでもないのでも「義務付け」も適切ではありません。これに伴う仮の救済となる「執行停止」「仮の義務付け」も適切ではありません。要件は問われていないので、要件を書く必要はありません。

(問題44・予想採点基準)

- ・Y市(4点)
- ・出席停止の懲罰の差止め訴訟(8点)
- ・出席停止の懲罰の仮の差止めの申し立て(8点)

【問題45】

民法。物権から物上代位に関する問題でした。物上代位については、過去の出題(平成18年・問題46)もあるところですし、択一でも平成26年に出題があります。抵当権のところでは典型テーマでもありますので、物上代位の問題だということが分かれば、解けた方は多かったのではないのでしょうか。ただし、物上代位が思い出せないという解答は難しいと思います。「物上代位」という法的手段と、「火災保険金が支払われる前に差押え」という要件が書ければ満点です。要件のところでは、多少書きづらいところはあるかもしれませんが、少なくとも10点～14点は得点したいところです。

(問題45・採点雑感)

問いは「どのような法的手段によって」ですから、「物上代位(権の行使)によって」という回答になります。この部分が書けていない答案や、「債権者代位権」や「抵当権」とのみ書いている答案が相当数ありました。「債権者代位権」は優先弁済権の行使するためのものではありません。あくまでもすべての債権者のために行使するものですから、本問の解答にはなりません。また、抵当権が設定されているのはあくまで焼失してしまった甲建物ですから、「物上代位」というものがないと保険金請求権に抵当権を行使することはできません。したがって、「抵当権」のみでは本問の解答にはなりません。「物上代位」が本問の肝となる部分ですから、配点も10点程度あるのではないかと予想します。「(火災)保険金が払い渡される前(支払われる前)」「保険金請求権を差押え」が回答ですが、「(火災)保険金」や「保険金請求権」という対象は、必ず書く必要があります。

(問題45・予想採点基準)

- ・抵当権の物上代位(権)によって(10点)
- ・保険金が払い渡される前に(4点)
- ・保険金請求権を差し押さえなければならない(6点)

【問題46】

民法。請負契約の請負人の担保責任（契約内容不適合責任）に関する問題でした。待ちに待った請負の問題です。こちらも事例はシンプルです。請負人の担保責任の出題はないのですが、その内容は、売主の担保責任とほぼ同じです。売主の担保責任は、択一では令和3年に出题されていますので解いてほしいところです。「担保責任」については「契約内容不適合責任」と書いてもよいでしょう。また、「請負人」は「B」と書いてもよいでしょう。また、修補請求以外ということですから、「請負代金減額」「損害賠償請求」「本件契約の解除」となります。権利行使の方法ですから、「～請求」「解除」と、権利行使の形で書くのがよいでしょう。こちらも択一的な問題で、思い出せないと書くことができませんから、得点できている人とできてない人の差が大きく出る問題といえます。ただし、問われている知識は基本ですので、12点～16点は得点したいところです。こちらも満点が可能な問題といえます。

（問題46・採点雑感）

権利行使の根拠は、条文では「請負人の担保責任」、一般的な呼称としては「請負人の契約内容不適合責任」ですが、いずれでもよいでしょう。「債務不履行」「不完全履行」ですが、まず「不完全履行」ですが、これは民法の条文に規定があるわけではありません。したがって、「民法の規定に照らし」という本問の解答にはなりません。つぎに、「債務不履行責任」ですが、その要件となる、請負人の故意または過失があるかどうか、事例から読み取れません。この状況で、契約内容に不適合な部分がでてきた場合が本問ですから、「担保責任」ということが適切な解答といえます。とはいえ、「損害賠償」や「契約の解除」は債務不履行の効果とも解されており、「債務不履行」でも配点される可能性はあります。権利行使の方法ですが、問題文に「修補請求以外の3つ」と書かれていますから、「修補請求」ないしは同義の「追完請求」は本問の答えとしては適切ではありません。「請負代金減額請求」については、問題文で「請負代金」と書かれているので、そのような回答がベストだと思われますが、条文上の表現となる「報酬減額請求」でも問題はないと思われます。「通知」に関する記述がある答案も相当数ありましたが、問題文中に「直ちに通知をした」とありますから、通知したことを前提に解答すればよく、「通知」に関する記述は加点にはならないと予想します。「契約の解除」について、「解除を請求する」と書いている答案が散見されますが、「解除」は単独行為であって「請求」ではありません。したがって、「契約の解除」と書けばよく、「契約の解除を請求」と書くのは誤りとなります。「損害賠償請求」については、その対象「損害」を書く必要があり、「賠償請求」のみでは不十分です。「代替物の引き渡し」と書かれている答案もありますが、建物の場合、その場所にすでに甲建物（雨漏りはありますが）があるので、その場所で代替物を引き渡すことは不可能ですから、「代替物の引き渡し」は担保責任の内容としては適切ではありません。また、「建て替えの請求」も、雨漏り3つに対して建て替えは、請負人に不相当な負担を課すものとして認められないと考えられます。

（問題46・予想採点基準）

- ・請負人（B）の担保責任（契約内容不適合責任）に基づき（8点）
- ・請負代金減額請求（4点）
- ・損害賠償請求（4点）
- ・本件契約の解除（4点）

5. 一般知識 標準

一般知識科目は、政治3問、経済2問、社会2問、情報4問、文章理解3問、という出題内容です。典型テーマではない問題が多く、常識的に現場で判断できる問題も少なく回答に苦慮したと思われる問題が多かったです。文章理解は例年通り非常に簡単な問題ですから、文章理解を3問の正解は必須です。あとの11問については、各問題の中で、確実に正解にたどり着けなくても、正誤判断できる肢をいくつか見つけて、2択、3択まで絞り込み、3問程度の正解を目指すという問題です。文章理解3問、政治経済社会で3問。情報系で1問、合計7問は正解したい問題です。ただし、結果的には、平均9問～10問程度は得点できているので、いかに時間をかけずに正解を導きだせたかがポイントになります。

《政治・経済・社会》 問題47～54 標準

問題47	政治（G7サミット）	45%やや難
問題48	政治（テロリズム対策）	85%易しい
問題49	政治（1960年代以降の東南アジア）	42%やや難
問題50	経済（日本の法人課税）	36%難しい
問題51	経済（日本の金融政策）	69%標準
問題52	社会（日本における平等と差別）	61%標準
問題53	社会（日本の社会保障、社会福祉）	76%標準

問題47～49。政治分野。問題47。G7サミットに関する問題です。肢1以外は確実に正誤判断するには、少し細かい知識が要求されており、やや難しい問題といえます。ただし、数字に誤りはあまりないという観点から、内容面のみに着目すれば、比較的肢2を正解として選ぶのは容易だったといえます。問題48。日本のテロ対策に関する問題です。ホットな時事問題といえますが、細かい法令や、細かい年月日が問われており、すべての肢を正確に正誤判断はできませんが、「テロ対策庁」という省庁は聞いたことがなく、また、行政組織のところでも学習するところですから、正解するのは容易な問題です。得点すべき問題です。問題49。東南アジアの政治に関する問題です。東南アジアまで押さえている方は少ないと思われますが、肢イにある「ペレストロイカ」が旧ソ連（現ロシア）のことだという判断は簡単ですから、肢イが誤りであることは容易に判断できます。肢イを含む、肢1・3に絞ることはできます。ただ、肢ア・ウは難問といえます。回答も肢1・3で割れました。できれば、正答したい問題です。

問題50・51。経済分野。問題50。法人課税に関する問題です。法人課税が累進課税でないことが分かれば肢アが誤りであるという判断は易しいといえます。肢イも社会福祉財源として消費税が議論に上がっていたことを思い出せば、法人税は社会福祉財源とは結び付かないのではないかと、との推測ができます。肢エは難しいですが、肢ウ・肢オも比較的判断できたようです。ただ、知らなければ解けない問題ですので、正答率はよくありませんでした。問題51。日本の金融政策に関する問題です。肢3の正誤判断は難しいですが、その他はいずれも簡単で、正解すべき問題です。

問題52・53。社会分野。問題52。日本における平等と差別に関する問題です。いずれも平等・差別にかかわりのある法令の知識を問う問題です。肢2の女性差別撤廃条約を批准していることを知っていれば一発で答えは出ます。しかし、それを知らないと、他の肢も難問といえますが、正解率は7割近いですから、正解すべき問題です。問題53。日本の社会保障・社会福祉に関する問題です。肢4の年代は多少迷うところですが、一般知識のなかでは容易で、確実に正解したい問題です。

《情報通信・個人情報保護》 問題55～57 やや難しい

問題54	情報通信（日本における行政のデジタル化）	61%標準
問題55	情報通信（情報通信用語）	54%やや難
問題56	情報通信（インターネット広告）	79%標準
問題57	個人情報保護（個人情報）	49%やや難

問題54～57。情報通信・個人情報保護分野。問題54。日本における行政のデジタル化に関する用語問題といえる問題です。難問とも思われましたが、組合せ問題であることも手伝って、どれか2つぐらいの正誤判断ができれば正解にたどり着ける問題で、正解率は比較的よかったです。正解すべき問題です。問題55。情報通信用語に関する問題です。知らなければ正誤判断できないのが用語問題ですが、やや難易度は高かったようです。問題56。Gメールに関する問題です。グーグルという一般企業を題材とした出題は珍しいです。ただ、選択肢が肢5以外に入りそうな語句がなく容易でした。これは正解すべき問題です。問題57。個人情報に関する問題です。4つの選択肢のうち、個人情報保護法に絡むものは肢ウ・エの2肢でした。ただ、肢ウも、要配慮個人情報の定義のみではなく、外国においての違いが問われていますので（正誤判断は難しくないですが）、個人情報保護法からの出題という問題とはいえず、簡単な問題とはいえません。4問中、問題54・56は正解すべきです。

《文章理解》 問題58～60 易しい

問題58	文章理解（脱文挿入）	88%易しい
問題59	文章理解（空欄補充）	90%易しい
問題60	文章理解（脱文挿入）	90%易しい

問題58～60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。脱文挿入、空欄補充、という形式的にも容易な問題です。文章も平易で、時間を大幅にロスすることなく、短時間で正解できる問題といえるでしょう。3問全問正解すべき問題です。

以上となります。

問題 1	正解	1	① 基礎法学 民事裁判における「法の欠如」	正答率39%
------	----	---	-----------------------	--------

問題 1 は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

問題 2	正解	5	① 基礎法学（法人等）	正答率64%
------	----	---	-------------	--------

- ア × 権利能力なき社団は、社団法人としての実態を有するが、法人格をもたないものをいうが、判例（最判平14.6.7）は、民事訴訟法29条において、「代表者又は管理人の定めがある」等の諸般の要件を総合的に判断して、権利能力なき社団に、訴訟上の当事者能力を認めています。
- イ × 合名会社は、会社法上の会社であり、営利目的の法人です。また、行政書士法人、弁護士法人および司法書士法人は、合名会社に関する規定を多く準用しており、社員に出資の義務があり、出資者に利益分配も行われるため、非営利法人ではありません。
- ウ × 一般社団法人および公益社団法人は、非営利法人ですが、対外的な活動によって利益を得ても、その利益を出資者に分配しなければ営利性が否定されるので、一定の範囲で収益活動を行うことは可能です。
- エ ○ 公益社団法人および公益財団法人とは、一般社団法人および一般財団法人のうち、学術、技芸、慈善その他の法令で定められた公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）から公益認定を受けた法人をいいます（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 2 条）。
- オ ○ 特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする保健、医療または福祉の増進その他法令で定められた特定の活動を行うことを主たる目的とし、所轄庁（都道府県知事または指定都市の長）の認証を受けて設立された法人をいいます（特定非営利活動促進法 2 条、10 条）。

以上より、妥当なものはエ・オであり、肢 5 が正解となります。

- ア ○ 判例（最判昭56. 6. 15）は、戸別訪問の禁止によって失われる利益は、それにより戸別訪問という手段方法による意見表明の自由が制約されることではあるが、それは、もとより戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく、単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎないとしています。
- イ × 判例（最大判昭32. 3. 13）は、出版その他表現の自由は極めて重要なものではあるが、しかしやはり公共の福祉によって制限されるものと認めなければならず、そして性的秩序を守り、最少限度の性道徳を維持することが公共の福祉の内容をなすことについて疑問の余地がないのであるから、本件訳書を猥褻文書と認めその出版を公共の福祉に違反するものとした原判決は正当であるとして、「公共の福祉に違反することを理由に」芸術的表現の自由への制約を正当化しています。
- ウ ○ 判例（最大決平10. 12. 1）は、裁判官が積極的に政治運動をすることを、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎず、かつ、積極的に政治運動をすること以外の行為により意見を表明する自由までをも制約するものではないとしています。
- エ × 判例（最大判昭58. 6. 22）は、未決勾留により監獄に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由については、逃亡および罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、監獄内の規律および秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえないものとして承認しなければならないとして、閲読の自由それ自体の制約を正当としています。

以上より、妥当なものはア・ウであり、肢2が正解となります。

- 1 × 憲法16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」として請願権を保障しています。これを受けて、請願法5条は、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」として、請願を誠実に処理する義務を明記しています。ただし、憲法は、請願する「権利」を保障しているだけであり、請願を受けた機関に対し、請願の内容を審理および判定する法的義務を課しているわけではありません。
- 2 × 判例（最判昭60. 11. 21）は、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならないとしています。したがって、本肢のような立法不作為についてのみ国家賠償が認められるとする点は妥当ではありません。
- 3 ○ 憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」として裁判を受ける権利を保障しています。裁判を受ける権利は、刑事事件においては裁判所の裁判によらなければ刑罰を科せられないことを意味しており、この点では自由権的な側面を有しています。
- 4 × 憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」として、刑事補償について規定しています。そして、判例（最決平3. 3. 29）は、刑事補償法1条1項にいう「無罪の裁判」とは、刑事訴訟法上の手続における無罪の確定裁判をいうところ、不処分決定は、刑事訴訟法上の手続とは性質を異にする少年審判の手続における決定であるから、刑事補償法1条1項にいう「無罪の裁判」には当たらないと解すべきであり、このように解しても憲法40条および14条に違反しないとしています。
- 5 × 憲法82条1項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と規定しています。そして、判例（最大決昭35. 7. 6）は、憲法は、純然たる訴訟事件の裁判については、公開の原則の下における対審および判決によるべき旨を定めたのであり、憲法所定の例外の場合を除き、公開の法廷における対審および判決によってなされないとするならば、82条に違反すると共に、32条が基本的人権として裁判請求権を認めた趣旨をも没却するものとなるとしています。

- 1 × 衆議院比例代表選出議員または参議院比例代表選出議員について、当選後、「所属政党が選挙で競合した他政党に所属することとなったとき」は、当該議員は当選を失います（公職選挙法99条の2）。したがって、名簿を届け出た政党から、除名、離党その他の事由により当該議員が政党に所属する者でなくなった旨の届出がなされた場合に当選を失うわけではありません。
- 2 × 議員の資格争訟の裁判は、議院の権能であり（憲法55条本文）、国会に認められた権能ではありません。なお、議院の自律性を確保するため、資格争訟裁判の結果、いずれかの議院の議員が議席を失った場合には、議席喪失の当否について司法審査は及ばないと解されています。
- 3 ○ 閣議による内閣の意思決定は、慣例上全員一致によるものとされています。これを前提にすると、衆議院の解散の決定にあたり反対する大臣がいるような場合には、当該大臣を罷免して内閣としての意思決定を行うことになります。
- 4 × 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付され、その後も同様となります（79条2項）。最高裁判所の長官に任命された場合に、任命後最初の衆議院議員総選挙の際に、長官として改めて国民の審査に付されるとする規定はありません。
- 5 × 裁判官の罷免は、①心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合、②公の弾劾による場合のほか（78条前段）、最高裁判所の裁判官については、③国民審査において投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときになされます（79条3項）。したがって、裁判官は、公の弾劾によらなければ罷免されないわけではありません。また、懲戒については、「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される」ものとされており（裁判所法49条）、最高裁判所裁判官会議の全員一致の議決が必要とされるわけではありません。

問題 6	正解	2	① マ	憲法：統治（国政調査権の限界）	正答率66%
------	----	---	--------	-----------------	--------

問題 6 は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

問題 7	正解	2	① マ	憲法：統治（財政）	正答率38%
------	----	---	--------	-----------	--------

- 1 × 天皇の国事行為で公布する行為は、憲法改正、法律、政令および条約であり（憲法 7 条 1 号）、予算の公布は国事行為ではありません。
- 2 ○ 憲法が内閣に予算の作成・提出権を与えた（73条 5 号、86条）趣旨から、減額修正に限界はないが、増額修正においては、予算の同一性を損なうような修正はできないとするのが通説とされています。しかし、現行法には、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うものまたは予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員 50人以上、参議院においては議員 20人以上の賛成を要する（国会法 57 条ただし書き）という規定があります。
- 3 × 予算を伴う法律案が国会に提出される前に、内閣が予算のみを国会に提出することは可能ですが、予算が予定する支出の根拠となる法律が制定されない限り、内閣は予算を執行することはできません。
- 4 × すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければなりません（憲法 88 条後段）。また、皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない（8 条）とされています。
- 5 × 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出します（90 条 1 項）。本肢は、決算につき、国会の承認の議決を経てから会計検査院に提出するとしている点が妥当でないものとなります。

- ア × ある行政行為が違法である場合、仮にそれが別の行政行為として法の要件を満たしている場合、適法なものとして扱うことを違法行為の転換といいます。厳格な意味での法律による行政の原理を侵すおそれがあることから、当然に認められるべきではありません。したがって、私人側に特に不利益がなく、行政行為を維持する方が効率的な場合にのみ認められるべきとされ、違法行為の転換を認めた判例（最大判昭29. 7. 19）もあります。したがって、新たな行政行為を行うに等しいから当然に許されないとする本肢は妥当でないものとなります。
- イ ○ 普通地方公共団体の長に対する解職請求を可とする投票結果が無効とされたとしても、前任の長の解職が有効であることを前提として、当該解職が無効とさるまでの間になされた後任の長の行政処分は、無効となります。しかし、そうすると、その後任の長の行った行政処分により相手方に損害を与えることがあり、相手方の信頼を保護するために有効なものとして扱うことがあります（事実上の公務員の理論）。したがって、当該後任の長の行政処分が、当然に無効となるわけではありません。
- ウ × 複数の行政行為が段階的な決定として行われる場合、先行行為と後行行為が互いに結合して一つの効果の実現を目指し、これを完成するものである場合には、先行行為が違法であるとして、後行行為の取消訴訟において先行行為の当該違法を理由に取消しの請求を認めることが許される場合があります。したがって、本肢は妥当でないものとなります。
- エ × 行政行為の瑕疵を理由とする取消しのうち、取消訴訟や行政上の不服申立てによる争訟取消しの場合だけでなく、職権取消しの場合においても、当該行政行為は行為時当初に遡って効力を失います。
- オ ○ 更正処分における理由の提示（理由付記）に不備の違法があり、審査請求を行った後、これに対する裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても理由の提示にかかる当該不備の瑕疵は治癒されません（最判昭47. 12. 5）。

以上より、妥当なものはイ・オであり、肢3が正解となります。

- ア × 判例（最判平15. 9. 4）は「労働基準監督署長が労働者災害補償保険法第23条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる」としています。したがって、社会保障給付における行政主体と私人との関係は、対等のものではなく、公権力の行使として行われるものであり、処分によって規律されることになり、契約によるものとはされません。
- イ ○ 判例（最判平28. 4. 21）は、「国は、拘置所に収容された被勾留者に対して、信義則上の安全配慮義務を負わない」としています。未決勾留による拘禁関係は、勾留の裁判に基づき被勾留者の意思にかかわらず形成され、法令等の規定により規律されるものです。そうすると、未決勾留による拘禁関係は、当事者の一方または双方が、相手方に対して信義則上の安全配慮義務を負うべき特別な社会的接触の関係とはいえないからです。
- ウ ○ 判例（最判昭35. 3. 18）は、「食品衛生法第21条による食肉販売の営業許可を受けない者のした食肉の買入契約は無効ではない」としています。食品衛生法の規定により必要とされる営業の許可を得ることなく食品の販売を行った場合、当該許可を受けないでした行為は処罰や強制執行の対象とされることはあっても、当該行為の効力自体は有効であり、当然に無効となるわけではありません。
- エ × 判例（最判昭62. 10. 30）は「租税法規に適合する課税処分について信義則の法理の適用による違法を考え得るのは、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合でなければならない」としています。信義誠実の原則は、租税法律主義の原則が貫かれる租税法律関係には原則として適用すべきではありませんが、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合には、当該法理の適用がなされる余地はあります。したがって、適用の余地がないとする本肢は妥当ではないこととなります。

以上より、妥当なものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

- ア × 判例（最大判昭53. 10. 4）は、法務大臣は、在留期間の更新の拒否を決するにあたっては、本肢前半に掲げる事情のほか、国内の政治・経済・社会等の諸事情など諸般の事情をしんしゃくし、適宜に応じた的確な判断をしなければならないと判示しています。
- イ ○ 判例（最大判昭53. 10. 4）は、裁判所は、法務大臣の右判断についてそれが違法となるかどうかを審理、判断するにあたっては、この判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法であると判示しています。
- ウ × 判例（最大判昭53. 10. 4）は、法務大臣の裁量権の範囲が広汎なものとされているのは当然とし、上陸拒否事由又は退去強制事由に準ずる事由に該当しない限り更新申請を不許可にすることも許さないと解すべきものではないと判示しています。したがって、上陸拒否事由または退去強制事由に準ずる事由に該当しない限り更新申請を不許可にすることはできないとする本肢は妥当ではないこととなります。
- エ ○ 判例（最大判昭53. 10. 4）は、本肢と同様の事案において、在留外国人の政治活動について、日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、在留外国人の政治活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないと判示しています。
- オ × 判例（最大判昭53. 10. 4）は、基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除きわが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ、とし、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、その保障が及ぶ、としています。したがって、外国人の政治活動すべてを日本国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼすものとはしていません。また、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情として考慮されることも許容しています。

以上より、妥当なものはイ・エであり、肢3が正解となります。

- 1 × 行政手続法において、法令とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）、条例および地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む）をいいます（行政手続法2条1号）。したがって、条例および地方公共団体の執行機関の規則は含まないとしている本肢は、妥当ではありません。
- 2 ○ 行政手続法において、不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいし、名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分は除かれます（2条4号ハ）。
- 3 × 行政手続法において、行政指導とは、行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいいます（2条6号）。したがって、不特定の者に対して一般的に行われる情報提供は、行政指導には含まれません。
- 4 × 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならないとされており、(35条1項)、法令の違反する行為の是正を求める行政指導に限られていません。
- 5 × 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければなりません（36条）。このように行政指導指針については、行政指導の中止等の求め（36条の2第1項本文）や処分等の求め（36条の3第1項）のように、その根拠となる規定が法律に置かれているものに限られてはいません。

問題12

正解

5

⑦ 行政法：行政手続法（聴聞）

正答率84%

- 1 ○ 主宰者は、聴聞終結後速やかに、報告書を作成し、調書とともに行政庁に提出します（行政手続法24条3項）。その調書については、聴聞の当事者または参加人は、調書および報告書の閲覧を求めることができます（24条4項）。したがって、聴聞の終結後であっても、調書の閲覧を求めることができます。
- 2 ○ 聴聞の当事者および参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます（18条1項前段）。
- 3 ○ 当事者または参加人は、聴聞期日に出頭して、意見を述べ、および証拠書類を提出し、ならびに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができます（20条2項）。
- 4 ○ 当事者または参加人は、聴聞期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができます（21条1項）。
- 5 × 主宰者は、当事者の全部もしくは一部が正当な理由もなく聴聞の期日に出頭せず、かつ陳述書等を提出しない場合、これらの者に対し改めて意見を述べ、および証拠書類等を提出する機会を与えずに、聴聞を終結することができます（23条1項）。

ア 努力義務として規定されています

行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるように努めなければなりません（行政手続法10条）。

イ 法的義務として規定されています

申請に対する処分を行う場合には、行政庁は、審査基準を定めなければならない（5条1項）、審査基準は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければなりません（5条3項）。

ウ 努力義務として規定されています

不利益処分を行う場合には、行政庁は、処分基準を定めるように努めなければならない、かつ、これを公にしておくよう努めなければなりません（12条1項）。

エ 法的義務として規定されています

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるように努めなければならない（6条前段）、上記の期間を定めたときは、これを公にしておかなければなりません（6条後段）。

以上より、努力義務として規定されているものはア・ウであり、肢1が正解となります。

- 1 × 不作為についての審査請求ができるのは、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」（行政不服審査法3条）に限られます。したがって、処分がなされることにつき法律上の利益を有する者であればすることができるわけではありません。
- 2 ○ 不作為についての審査請求について理由があり、申請に対して一定の処分をすべきものと認められる場合、審査庁が不作為庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、当該不作為庁に対し当該処分をすべき旨を命ずる措置をとるものとされています（49条3項後段1号）。
- 3 × 不作為についての審査請求は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者が、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合にすることができるものとされており（3条）、審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合は、不適法となり、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下することになります（49条1項）。しかし、「申請から相当の期間」（本肢にいう、申請がなされた日から「一定の期間」）については、法定されていません。
- 4 × 行政不服審査法上の仮の救済には執行停止があります（25条2項～7項）。しかし、執行停止は、行政庁の処分が前提です。したがって、行政庁の処分を前提としない不作為についての審査請求においては執行停止をすることはできません。また、裁決が下されるまでの仮の救済として一定の処分をすることができるとする制度はありません。
- 5 × 不作為についての審査請求の審理に際しては、迅速な救済を図るために、審査庁は、審理員を指名して審理手続を行わせるのではなく、審理手続を省いて裁決を下さなければならない、とする規定は、行政不服審査法にはありません。不作為についての審査請求の審理に際しても、処分についての審査請求同様、審理員が指名されて審理手続が行われます（9条1項本文）。

- 1 × 処分についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更します（行政不服審査法46条1項本文）。審査庁の取消裁決自体に、不利益処分を取り消す効力があり、別途、処分庁が、裁決の趣旨に従って当該不利益処分を取り消さなければならないわけではありません。
- 2 × 不利益処分を取り消す裁決（認容裁決）には関係行政庁を拘束する力があります（拘束力：52条1項）。拘束力により、不利益処分が裁決によって取り消された場合に、事実を再調査した上で、同一の事実を根拠として同一の不利益処分を再び行うことができなくなります。
- 3 ○ 事実上の行為についての審査請求に理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法または不当である旨を宣言します（47条本文）。それとともに、審査庁が処分庁である場合には、当該事実上の行為の全部もしくは一部を撤廃し、またはこれを変更することになります（47条2号）。
- 4 × 処分についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更することになりますが（46条1項本文）、審査庁が処分庁の上級行政庁または処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできません（46条1項ただし書）。
- 5 × 裁決には、関係行政庁を拘束する効力があり（52条1項）、許認可の申請に対する拒否処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないとされています（52条2項）。許認可の申請に対する拒否処分を取り消す裁決が、当該申請に対する許認可処分とみなされるわけではありません。

- 1 ○ 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができます（行政不服審査法21条1項前段）。
- 2 ○ 審査請求は、原則として、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならないませんが、他の法律や、条例に基づく処分については、条例に口頭であることができる旨の定めがある場合には、口頭で行うことができます（19条1項）。
- 3 ○ 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる（27条1項）、取下げの理由については特に制限は設けられていません。
- 4 × 審査請求書に形式上の不備がある場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければなりません（23条）。この場合、審査請求人がその期間内に不備を補正しないとき、または、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときは、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で当該審査請求を却下することができます（24条）。
- 5 ○ 審査請求人から申立てがあった場合には、審理員は、原則として当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければなりません（31条1項本文）。口頭意見陳述は、全ての審理関係人を招集して行われる（31条2項）ため、審査請求人からの申立てに基づく場合においても、参加人は参加することとなり、また、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することもできる（31条3項）ので、審理員の許可を得れば補佐人も参加することができます。

- ア ○ 本問では、本件小屋の除却を命ずる処分（本件処分）の後に、行政代執行法に基づく戒告および通知（本件戒告等）が行われています。まず、Xが本件処分の通知書を受け取ってから約8か月が経過している本問において、本件処分があったことを知った日から6か月を経過していると考えられるため、Xは、本件処分の取消訴訟を提起することができないといえます。そこで、Xは、本件処分に重大かつ明白な瑕疵があり無効であることを主張して、出訴期間に制限がない、本件処分の無効確認訴訟を提起することになります。また、本件戒告等には処分性が認められると解されているため、本件戒告等を対象とした取消訴訟をも提起することができます。
- イ × 本件戒告等の取消訴訟において、（後行行為である）本件戒告等の違法性だけでなく、（先行行為である）本件処分の違法性も主張できるかどうかは、違法性の承継が認められるかどうかに関わります。違法性の承継は、原則として認められませんが、例外として、先行行為と後行行為が互いに結合して1つの効果の実現を目指し、これを完成するものである場合には、先行行為の違法性は後行行為に承継されると解されています。本件小屋の除却を命ずる本件処分の目的は除却義務を課すことであるのに対して、本件戒告等の目的は代執行を実現することにある点において、互いに結合して1つの効果を実現するものとはいえないため、違法性の承継として、本件戒告等の取消訴訟において本件処分の違法性を主張することはできないことになります。
- ウ × 取消訴訟は、正当な理由があるときを除き、処分または裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき、処分または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができません（行政事件訴訟法14条1項、2項）。したがって、Xが本件処分の通知書を受け取ってから1年が経過していなくても、Xが本件処分の通知書を受け取り処分があったことを知った日から6か月を経過しているときは、Xが提起した本件処分の取消訴訟は、出訴期間の徒過を理由として却下されることになります。
- エ ○ Xが本件戒告等の取消訴訟を提起したとしても、代執行手続が完了（本件小屋が除却されること）した後は、本件戒告等（本件小屋を除去するための代執行手続である通知および戒告）の効果は消滅するため、当該訴訟は訴えの利益の欠如を理由に不適法として却下されることになります。

以上より、妥当なものはア・エであり、肢2が正解となります

問題18	正解	2	㊦ 行政事件訴訟法（準用規定）	正答率46%
------	----	---	-----------------	--------

- ア ○ 取消訴訟の出訴期間について定める行政事件訴訟法14条については、無効等確認訴訟にも、その他の抗告訴訟にも準用されていません（38条1項は14条1項を準用していません）。
- イ × 取消訴訟が提起された場合の執行停止について定める行政事件訴訟法25条は、義務付け訴訟や差止訴訟には準用されていません（38条1項は25条を準用していません）。また、当事者訴訟にも準用されていません（41条は25条を準用していません）。
- ウ × 「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」という取消判決の第三者効に関する行政事件訴訟法32条の規定は、義務付け訴訟、差止訴訟に準用されていません（38条1項は32条を準用していません）。

以上より、アー正しい、イー誤り、ウー誤りとなり、肢2が正解となります。

- 1 × 判例（最判平17. 4. 14）は、登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が登録免許税法に基づいてした登記機関から税務署長に還付通知をすべき旨の請求に対し、登記機関のする拒否通知は、登記等を受けた者に対して、簡易迅速に還付を受けることができる手続上の地位を否定する法的効果を有するものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとしています。
- 2 × 判例（最判平14. 1. 17）は、行政庁が建築基準法に基づいて、いわゆるみなし道路を告示により一括して指定する行為は、個別の土地についてその本来的な効果として具体的な私権制限を発生させるものであり、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとしています。
- 3 ○ 判例（最判平15. 9. 4）は、労災就学援護費に関する制度の仕組みに鑑みると、被災労働者またはその遺族は、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するため、労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給または不支給の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとしています。
- 4 × 判例（最判平11. 1. 21）は、市町村長が住民基本台帳法に基づき住民票に続柄を記載する行為は、元来、公の権威をもって住民の居住関係に関するこれらの事項を証明し、それに公の証拠力を与えるいわゆる公証行為であり、それ自体によって新たに国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定する法的効果を有するものではないとして、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないとしています。
- 5 × 判例（最判昭57. 4. 22）は、都市計画法の規定に基づく用途地域指定の決定が告示された場合、その効力が生ずると、当該地域内においては、建築物の用途、容積率、建ぺい率等につき従前と異なる基準が適用され、これらの基準に適合しない建築物については建築確認を受けることができなくなる効果が生じるが、かかる効果は、当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なそれにすぎないので、用途地域指定の決定は、抗告訴訟の対象とすることはできないとしています。

- 1 × 判例（最判昭45.8.20）は、道路に防護柵を設置するとした場合、その費用の額が相当の多額にのぼり、県としてその予算措置に困却するであろうことは推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れ得るものと考えすることはできないとしています。
- 2 × 判例（最判昭50.6.26）は、道路管理者が設置した工事標識板等が道路上に倒れたまま放置されていたことは、道路の安全性に欠如があったといわざるをえないが、夜間、しかも事故発生の直前に生じたものであり、道路管理者において時間的に遅滞なくこれを現状に復し道路を安全良好な状態に保つことは不可能であり、このような状況のもとでは、道路管理者の道路管理に瑕疵がなかったと認めるのが相当としています。
- 3 × 判例（最判昭53.7.4）は、道路管理者が設置管理者として設置した防護柵は、材質、高さその他その構造に徴し、通行時における転落防止の目的からみればその安全性に欠けるところがなく、当該転落事故の被害者が危険性の判断能力に乏しい幼児であったとしても、防護柵の設置管理者において通常予測することのできない行動に起因するものであり、営造物が本来具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえず、道路管理者は設置管理者としての責任を負うべき理由はないとしています。
- 4 × 判例（最判平7.7.7）は、道路の周辺住民が当該道路の存在によってある程度の利益を受けているとしても、その利益とこれによって被る被害との間に、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補^{ひしそうほ}の関係はなく、当該道路の公共性ないし公益上の必要性のゆえに、周辺住民が受けた被害が社会生活上受忍すべき範囲内のものであるということはできず、当該道路の供用が違法な法益侵害に当たるとしています。
- 5 ○ 判例（最判平22.3.2）は、走行中の自動車がキツネ等の小動物と接触すること自体により自動車の運転者等が死傷するような事故が発生する危険性は高いものではなく、通常は、自動車の運転者が適切な運転操作を行うことにより死傷事故を回避することを期待することができるものというべきであって、小動物の侵入防止対策が全国で広く採られていたという事情はうかがわれず、そのような対策を講ずるためには多額の費用を要することは明らかであり、当該道路には、動物注意の標識が設置され自動車の運転者に対しては、道路に侵入した動物についての適切な注意喚起がされていたという事情を総合すると、当該道路が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、当該道路に設置または管理の瑕疵があったとはいえないとしています。

本問は、国家賠償法1条2項に基づく求償権の性質が問われた事件の最高裁判所判決（最判令2.7.14）に付された宇賀克也裁判官の補足意見を通じて、国家賠償法1条の責任の性質に関する理解を問うものです。

国家賠償法1条1項の性質については **ア：代位責任** 説と **イ：自己責任** 説が存在する。両説を区別する実益は、加害公務員又は加害行為が特定できない場合や加害公務員に **ウ：有責性** がない場合に、**ア：代位責任** 説では国家賠償責任が生じ得ないが **イ：自己責任** 説では生じ得る点に求められていた。しかし、最一小判昭和57年4月1日民集36巻4号519頁は、**ア：代位責任** 説か **イ：自己責任** 説かを明示することなく、「国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ右の被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は損害賠償責任を免れることができない」と判示している。さらに、公務員の過失を **エ：組織的** 過失と捉える裁判例が支配的となっており、個々の公務員の **ウ：有責性** を問題にする必要はないと思われる。したがって、**ア：代位責任** 説、**イ：自己責任** 説は、解釈論上の道具概念としての意義をほとんど失っているといつてよい。

国家賠償法1条1項の責任については、国または公共団体が、不法行為を行った公務員個人の責任に代わって国または公共団体が負担するという「代位責任」説と、国または公共団体自身が当然に責任を負うという「自己責任」説があります。

代位責任説では、加害公務員または加害行為が特定できない場合や加害公務員に「有責性」がない場合に、国家賠償責任が生じ得ないのに対し、自己責任説では、国家賠償責任が生じ得ることになります。

さらに、公務員の過失について、直接加害行為を行った公務員だけでなく、加害行為を行った行政組織全体において生じた「組織的過失」と捉える裁判例が支配的となっています。

以上より、アー代位責任、イー自己責任、ウー有責性、エー組織的、が当てはまり、肢1が正解となります。

- 1 ○ 地方自治法において、「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による」と規定されています（地方自治法5条1項）。したがって、普通地方公共団体の区域は、同法施行時の区域が基準となります。
- 2 × 市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定めます（7条1項）。そして、この場合、都道府県知事は直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならず、総務大臣がこの届出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとされていますが（7条7項）、市町村の境界変更は、この告示により効力を生ずることとなります（7条8項）。国会が承認することにより成立するわけではありません。
- 3 × 都道府県の境界変更をしようとするときは、法律でこれを定めるものとされています（6条1項）。関係都道府県がその旨を定めた協定を締結し、総務大臣に届け出ることによって成立するわけではありません。
- 4 × 地方自治法8条1項に市となるべき普通地方公共団体の要件が規定されており、その一つとして、「人口5万以上を有すること」とする具体的な数を示した人口要件があります（8条1項1号）。
- 5 × 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、「関係市町村の申請」に基づき、これを251条の2の規定による調停（「自治紛争処理委員」による調停）に付することができるものとされています（9条1項）。

- 1 × 普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができるものとされています（事務監査請求：地方自治法75条1項）。したがって、事務監査請求は、日本国民であり、選挙権を有する者でなければ、請求することができません。
- 2 × 普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃の請求をすることができるものとされています（74条1項）。法定受託事務に関する条例について、当該請求の対象外とはされていません。
- 3 × 市町村の条例の制定改廃の直接請求における署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、法定の期間内に「当該市町村の選挙管理委員会」にこれを申し出ることができるものとされています（74条の2第4項）。
- 4 ○ 普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができるものとされています（76条1項）が、その成立要件につき、「選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数」と緩和する特例が設けられています（76条1項カッコ書）。
- 5 × 議会の解散請求があったときは、選挙管理委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならず（76条3項）、この解散の投票において過半数の同意があったときは、議会は解散するものとされています（78条）。この過半数の同意という成立要件につき、緩和する特例は設けられていません。

- 1 ○ 連携協約とは、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と事務を処理するに当たっての連携を図るため、協議により、連携して事務を処理するための基本的な方針および役割分担を定める協約をいいます（地方自治法252条の2第1項）。
- 2 ○ 協議会とは、普通地方公共団体が、事務の一部を共同して管理・執行し、もしくは事務の管理・執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定めて設置するものをいいます（252条の2の2第1項）。
- 3 ○ 機関等の共同設置とは、協議により規約を定め、共同して、議会事務局、附属機関、長の内部組織等を置くことをいいます（252条の7第1項）。
- 4 × 事務の代替執行とは、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、「当該他の普通地方公共団体または当該他の普通地方公共団体の長もしくは同種の委員会もしくは委員の名において」管理しおよび執行することをいいます（252条の16の2第1項）。協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部の管理および執行を、他の地方公共団体に委託する制度のことは、「事務の委託」といいます（252条の14第1項）。
- 5 ○ 職員の派遣とは、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるとき、当該普通地方公共団体の長または委員会もしくは委員が、他の普通地方公共団体の長または委員会もしくは委員に対し、職員の派遣を求めるものをいいます（252条の17第1項）。

- 1 × 新潟空港訴訟（最判平元. 2. 17）では、定期航空運送事業免許の取消訴訟の原告適格が争点となったところ、「新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によつて社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する」と判断されています。
- 2 × 大阪空港訴訟（最大判昭56. 12. 16）では、空港の供用の差止めが争点となったところ、人格権または環境権に基づく民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用についての差止めを求めることは、不可避免的に航空行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含することとなるため、行政訴訟の方法により何らかの請求をすることができかどうかはともかくとして、民事訴訟の手続により差止めを求める請求は不適法であると判断されています。
- 3 ○ 厚木基地航空機運航差止訴訟（最判平28. 12. 8）では、周辺住民が自衛隊機の夜間の運航等の差止めを求める訴訟を提起できるかが争点となったところ、自衛隊機の運航により生ずるおそれのある損害は、処分がされた後に取消訴訟等を提起することなどにより容易に救済を受けることができるものとはいえず、「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるとして、当該訴訟は法定の抗告訴訟としての差止訴訟として適法であると判断されています。
- 4 × 成田新法訴訟（最大判平4. 7. 1）では、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（当時）の合憲性が争点となったところ、憲法31条の法定手続の保障は刑事手続のみでなく行政手続にも及ぶとしつつ、「行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない」として、適正手続の保障を欠く同法の規定は憲法31条に違反しないと判断されています。
- 5 × 成田新幹線訴訟（最判昭53. 12. 8）では、成田空港と東京駅を結ぶ新幹線の建設について、運輸大臣の工事実施計画認可の「処分性」が争点となりました。なお、本件認可は行政機関相互の行為と同視すべきものであり、これによって直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定する効果を伴うものではないとして、処分性が否定されています。

- 1 × 行政手続法は、地方公共団体の機関がする処分に関して、その根拠となる規定が条例に置かれているものについては、同法第2章から第6章までの規定は、適用しないものと定めています（行政手続法3条3項）。
- 2 × 行政不服審査法は、地方公共団体に、執行機関の附属機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置かなければならないと定めています（行政不服審査法81条1項）が、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑みこの機関を置くことが不適当または困難であるときは、条例で定めるところにより、「事件ごと」に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる（81条2項）として、常設に限らず、事件ごとに臨時の機関を設置することも認めています。
- 3 × 公文書管理法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定めています（公文書管理法34条）。各地方公共団体に条例を定めることを義務付けてはいません。
- 4 × 行政代執行法は、「法律（法律の委任に基く命令、規則及び『条例』を含む。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。」と定めています（行政代執行法2条）。このように、条例により直接に命ぜられた行為についての履行確保に関しては、同法に基づく代執行が認められます。なお、行政上の義務の履行確保に関して、同法1条は、「別に『法律』で定めるものを除いては、この『法律』の定めるところによる。」と規定しており（1条）、条例で定めることは認められません（1条の「法律」には、2条のようなかつこ書はなく、条例は含まれません）。
- 5 ○ 行政機関情報公開法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定めています（行政機関情報公開法25条）。

- 1 ○ 債権の消滅時効について、債権者が権利を行使することを知った時から5年間行使しないときに、その債権は、時効によって消滅します（民法166条1項1号）。
- 2 ○ 不法行為による損害賠償請求権以外の債権（人の生命または身体の侵害によるものを除く）は、その権利について行使することができることを知らない場合には、その権利を行使できる時から10年間行使しないときに、時効によって消滅します（166条1項2号）。
- 3 ○ 人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権は、その権利について行使することができることを知らない場合でも、その債権を行使できる時から20年間行使しないときには、時効によって消滅します（167条）。
- 4 × 人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から「5年間」行使しない時は時効によって消滅します（724条の2）。なお、人の生命または身体の侵害によるものを除く不法行為による損害賠償請求権については、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しない時に時効によって消滅します（724条1号）。
- 5 ○ 債権または所有権以外の財産権の消滅時効については、権利を行使することができる時から20年間行使しないときに、時効によって消滅します（166条2項）。

- 1 ○ Bの時効完成前にCがAから甲を買い受けた場合、Cは時効完成前の第三者となり、BとCの関係は対抗関係には立ちません（最判昭41. 11. 22）。甲についてBの所有権の取得時効が完成した時点では、Cは甲の所有者となっており、BとCは当事者の関係にあるからです。したがって、Bは、Cに対して、登記なくして時効による所有権取得をもって対抗することができます。
- 2 × Bの時効完成後にDがAから甲を買い受けた場合、Dは時効完成後の第三者となり、BとDの関係は対抗関係に立ちます（最判昭33. 8. 28）。甲についてBの所有権の取得時効が完成した時点では、甲の所有者はAであり、そのAから甲を買い受けたのがDであることから、BとDは二重譲渡類似の関係にあるからです。したがって、BとDは、民法177条により処理されることとなりますから、Dが背信的悪意者であれば、Dは正当な利益を有しないため、Bは登記がなくても、Dに対抗できることとなります。したがって、Bは、Dに対して、Dが背信的悪意者であったときは、登記なくして時効による所有権取得を対抗することができます。
- 3 ○ 肢2の解説のとおり、時効完成後の第三者であるBは、所有権移転登記を了したEに対して、所有権の取得を対抗することができません。しかし、その後さらにBが甲の占有を取得時効の成立に必要な期間継続したときは、Bは、取得時効により所有権を取得することができ、Eに対し時効を援用すれば、時効による所有権取得をもって登記なくして対抗することができます（最判昭45. 5. 21）。
- 4 ○ 肢3の解説のとおり、権利が確定した後に再び取得時効の要件を充たせば、取得時効による所有権の取得が認められます。そして、この所有権の取得は、原始取得ですから、当該土地に抵当権が設定されていた場合には、当該抵当権は消滅することになります。したがって、Bは、抵当権設定登記後引き続き甲の占有を取得時効の成立に必要な期間継続したときは、BがFに対し時効を援用すれば、特段の事情がない限り、甲を時効取得し、その結果、Fの抵当権は消滅します。
- 5 ○ 判例（最判昭35. 7. 27）は、取得時効の起算点は、占有開始時であり、占有者が、時効の起算点を任意に選択することは許されないとしています。したがって、肢2の解説とおり、Bの時効完成後に、GがAから甲を買い受けて所有権移転登記を了した場合、Bは時効完成後の第三者となり、Gに対して、登記なくして時効による所有権取得をもって対抗することはできず、その際にBが甲の占有開始時点を任意に選択してその成立を主張することは許されません。

- 1 ○ 判例（最判昭54. 2. 15）は、構成部分が変動する集合動産についても、その種類、場所および量的範囲が指定され、目的物の範囲が特定されている場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができるとしています。また、判例（最判昭62. 11. 10）は、当該集合物譲渡担保の対抗要件につき、占有改定の引渡しも認めています。したがって、当該集合物につき、AはBから占有改定の引渡しを受けることによって対抗要件が具備されることになります。
- 2 ○ 判例（最判昭62. 11. 10）は、譲渡担保権の対抗要件が具備された後は、構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物についても、譲渡担保権が及ぶとしています。したがって、本件譲渡担保権の設定後に、Bが新たな乙を営業用に仕入れて甲倉庫内に搬入した場合であっても、集合物としての同一性が損なわれていない限り、本件譲渡担保権の効力は乙に及ぶことになります。
- 3 ○ 判例（最判平18. 7. 20）は、構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保においては、集合物の内容が譲渡担保設定者の営業活動を通じて当然に変動することが予定されているのであるから、譲渡担保設定者には、その通常の営業の範囲内で、譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限が付与されているとしています。したがって、本件譲渡担保権の設定後であっても、通常の営業の範囲に属する場合であれば、Bは甲倉庫内の在庫商品を処分する権限を有することになります。
- 4 ○ 判例（最判昭62. 11. 10）は、集合動産譲渡担保権者が担保目的となっている動産につき占有改定によって対抗要件を備えた場合には、集合動産譲渡担保権が動産売買先取特権に優先するとしています。したがって、丙についてAが既に占有改定による引渡しを受けていたときは、Cは丙について動産先取特権を行使することができないことになります。
- 5 × 判例（最判平30. 12. 7）は、集合動産譲渡担保が設定された在庫商品の中に、所有権留保特約が付された物があつた場合には、所有権留保が優先するとしています。したがって、甲倉庫内の在庫商品の中に、丁について、Dに所有権が留保される旨が定められていた場合でも、Aが既に丁について占有改定による引渡しを受けていたときは、Aは、Dに対して本件譲渡担保権を当然に主張することができることになります。

ア 生じる

連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなされます（民法440条）。したがって、連帯債務者の一人と債権者との間の混同は、他の連帯債務者に対しても効力を生じます。

イ 生じる

代物弁済は、債権が満足を得て消滅する行為ですから、当然にその効力は他の連帯債務者にも及びます。したがって、連帯債務者の一人がした代物弁済は、他の連帯債務者に対しても効力を生じます。

ウ 生じる

連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅します（439条1項）。したがって、連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者がした相殺の援用は、他の連帯債務者に対しても効力を生じます。

エ 生じない

債権者がした連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力を生じません（441条本文）。

オ 生じない

債権者がした連帯債務者の一人に対する債務の免除は、他の連帯債務者に対してその効力を生じません（441条本文）。

以上より、効力が生じないものはエ・オであり、肢5が正解となります。

- 1 ○ 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものである場合には、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときを除いて、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができます。（民法511条2項）。その趣旨は、差押え時点における第三債務者の相殺への期待を保護するためです。
- 2 ○ 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、当該債権を自働債権として相殺をすることができます（508条）。その趣旨は、対立する両債権が相殺適状にあるとき、当事者は自動的に相殺されたと考えることを顧慮して、当事者間の信頼を保護することにあります。
- 3 ○ 当事者が相殺を禁止し、または制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、または重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができます（505条2項）。したがって、当該債権譲渡の債務者は、当該特約を譲受人に対抗することができます。
- 4 ○ 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができません（509条1号）。この規定は、不法行為の誘発を防止するためであると解されています（最判昭42. 11. 30）。したがって、債権者が悪意で債務者の物を破損した場合には、債権者は、当該行為による損害賠償債務を受働債権として自己が有する貸金債権と相殺することはできません。
- 5 × 過失によって人の生命または身体の侵害による損害賠償の債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができません（509条2号）。この規定は、被害者救済のため、現実に損害を賠償させる要請から認められるものです。したがって、過失によって人の生命または身体の侵害を与えた場合、その加害者は、その被害者に対して有する貸金債権を自働債権として、被害者に対する損害賠償債務と相殺することができません。

- 1 × 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければなりません（現実の提供：民法493条本文）が、債権者があらかじめその受領を拒み、または債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足り（口頭の提供：493条ただし書）。そして、債務者は、この弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れることになります（492条）。判例（最大判昭32.6.5）は、債権者が債務の弁済を明確に拒んでいる場合には、債務者は口頭の提供すらしなくとも債務不履行責任を負わないとしています。したがって、Aは、甲につき弁済期に現実の提供をしなくとも、履行遅滞の責任を負いません。
- 2 × 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合には、債権者は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができます（542条1項2号）。したがって、Aは、支払の催告をしなくとも、本件売買契約を解除することができます。
- 3 × 引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができます（562条1項）が、不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、履行の追完の請求をすることができません（562条2項）。本肢のように、債権者が債務の履行を受けることを拒んでいる場合（受領遅滞）において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます（413条の2第2項）から、帰責事由のある買主は履行の追完を請求できないことになります。したがって、Bは、Aに対して甲の修理を請求することができません。
- 4 ○ 肢3の解説のとおり、受領遅滞の後、当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となった場合には、その履行不能は債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます。そして、この場合、帰責事由のある債権者は、反対給付の履行を拒むことができないとされています（536条2項前段）。したがって、Bは、代金の支払いを拒むことができません。
- 5 × 肢3の解説のとおり、受領遅滞の後、当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となった場合には、その履行不能は債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされます。そして、この場合、帰責事由のある債権者は、契約の解除をすることができないとされています（543条）。したがって、Bは、本件売買契約を解除することができません。

- ア ○ 使用貸借の契約の借主は、期間や使用収益の目的を定めているか否かにかかわらず、いつでも契約の解除をすることができます（598条3項）。
- イ ○ 賃借物が全部滅失等で使用収益できなくなった場合、履行不能となり、賃貸借契約は終了します（616条の2）。
- ウ × 請負人が仕事を完成させる前であれば、注文者はいつでも損害を賠償して契約を解除することができます（641条）。
- エ ○ 委任は、各当事者（委任者と受任者）が、いつでも契約の解除をすることができます（651条1項）。
- オ × 無報酬の受寄者（書面による受寄者に限る）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除ができます（657条の2第3項）。したがって、書面による寄託の場合、無報酬の受寄者は直ちには契約を解除できないため、本肢は誤りです。

以上より、妥当でないものはウ・オであり、肢4が正解となります。

- 1 × 判例（最判昭53. 10. 20）は、交通事故により死亡した幼児の財産上の損害賠償額の算定については、幼児の損害賠償債権を相続した者が一方で幼児の養育費の支出を必要としなくなった場合においても、将来得べかりし収入額から養育費を控除すべきではないとしています。
- 2 × 判例（最判昭39. 9. 25）は、生命保険契約に基づいて給付される保険金は、すでに払い込んだ保険料の対価の性質を有し、もともと不法行為の原因と関係なく払われるべきものであるから、たまたま本件事故のように不法行為により被保険者が死亡したためにその相続人に保険金が給付されたとしても、これを不法行為による損害賠償額から控除すべきいわれはないと解するのが相当であるとしています。
- 3 × 判例（最判平5. 3. 24）は、地方公務員等共済組合法（昭和60年法律第108号による改正前のもの）の規定に基づく退職年金の受給者が不法行為によって死亡した場合に、その相続人が被害者の死亡を原因として同法の規定に基づく遺族年金の受給権を取得したときは、支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、これを加害者の賠償すべき損害額から控除すべきであるとしています。
- 4 ○ 判例（最判平20. 6. 10）は、いわゆるヤミ金融の組織に属する業者が、借主から元利金等の名目で違法に金員を取得して多大の利益を得る手段として、年利数100%～数1,000%の著しく高利の貸付けという形をとって借主に金員を交付し、これにより、当該借主が、弁済として交付した金員に相当する損害を被るとともに、上記貸付けとしての金員の交付によって利益を得たという事情の下では、当該借主から上記組織の統括者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として当該借主の損害額から控除することは、民法708条の趣旨に反するものとして許されないとしています。
- 5 × 判例（最判平22. 6. 17）は、売買の目的物である新築建物に重大な瑕疵がありこれを建て替えるを得ない場合において、当該瑕疵が構造耐力上の安全性にかかわるものであるため建物が倒壊する具体的なおそれがあるなど、社会通念上、建物自体が社会経済的な価値を有しないと評価すべきものであるときには、上記建物の買主がこれに居住していたという利益については、当該買主からの工事施工者等に対する不法行為に基づく建て替え費用相当額の損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできないとしています。

- ア × 成年被後見人は、事理弁識能力を一時回復した時に、医師2人以上の立会いがあれば（民法973条1項）、遺言が可能です。
- イ ○ 判例（最判平5.10.19）は、カーボン複写の方法によって記載された自筆の遺言は、民法968条1項にいう「自書」の要件に欠けるものではないとしています。
- ウ ○ 遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができません（975条）。夫婦でも、同一の証書による遺言は禁止されています。
- エ × 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じません（994条2項）。したがって、受遺者の相続人が受遺者の地位を承継するわけではありません。
- オ × 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部または一部を撤回することができます（1022条）。また、撤回の方式は、撤回される遺言と同一の方法でなくてもよく、公正証書遺言を自筆証書遺言で撤回することも、自筆証書遺言を公正証書遺言で撤回することもできます。

以上より、妥当なものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

- 1 ○ 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないで商行為をした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生じます（商法504条本文）。ただし、相手方が代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げません（504条ただし書き）。
- 2 ○ 商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができます（505条）。
- 3 ○ 商人である隔地者の間において承諾の期間を定めないで契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかったときは、その申込みは、その効力を失います（508条1項）。
- 4 ○ 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しなければなりません（509条1項）。そして、当該通知を発することを怠ったときは、その商人はその申込みを承諾したものとみなされます（509条2項）。
- 5 × 商人がその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合において、その申込みとともに受け取った物品があるときは、その申込みを拒絶したときであっても、「申込者の費用」をもってその物品を保管しなければなりません（510条）。したがって、保管費用は、申込者が負担するものなので、本肢は誤りとなります。

- ア ○ 発起設立においては、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役を選任しなければなりません（会社法38条1項）。設立手続に法令・定款違反がないか等の調査をするためです。なお、定款で設立時取締役として定められた者は、出資の履行が完了した時に、設立時取締役に選任されたものとみなされます（38条4項）。
- イ ○ 募集設立においては、設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行わなければなりません（88条1項）。株式引受人も会社設立手続に参加する権利が認められるべきだからです。
- ウ ○ 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は3人以上でなければなりません（39条3項）。
- エ × 取締役の欠格事由（331条1項）に該当し、成立後の株式会社の取締役になることができない者は、設立時取締役となることができません（39条4項）。そして、この規定は発起設立の場合に限らず、募集設立の場合にも適用されます（25条1項2号）。したがって、法人は取締役の欠格事由にあたるため（331条1項1号）、法人である発起人は、発起設立においても募集設立においても設立時取締役に就任することはできませんが、法人でない発起人は、発起設立においても募集設立においても、取締役の欠格事由に該当しない限り、設立時取締役に就任することができます。
- オ × 設立時取締役は、その選任後遅滞なく、現物出資財産等について定款に記載された価額が相当か、出資の履行が完了しているか、設立手続に法令・定款違反がないか等の調査をしなければなりません（46条1項）。設立時取締役がすることは設立過程の調査であって、発起人と共同して株式会社の設立の業務を執行することではありません。

以上より、誤っているものはエ・オであり、肢5が正解となります。

- 1 ○ 株式会社が2以上の種類の株式を発行する場合には、各々の種類の株式について発行可能種類株式総数を定款で定めなければなりません（会社法108条2項）。
- 2 × 種類株式は、様々な必要性に応じて発行されるものですが、株主平等の原則の例外という位置づけであることから、会社法は、発行できる種類株式を9つのタイプに限定しています（108条1項1号～9号。ただし、公開会社および指名委員会等設置会社については、9号は除く。）。公開会社および指名委員会等設置会社のいずれでもない株式会社は、種類株式として議決権を制限する株式は発行することができます（108条1項3号）が、1つの株式に2個以上の議決権を認める種類株式は108条1項1号～9号までになく、発行することはできません。
- 3 ○ 株式会社は、株主総会または取締役会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とすることを内容とする種類株式を発行することができます（108条1項8号）。
- 4 ○ 公開会社および指名委員会等設置会社のいずれでもない株式会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任することを内容とする種類株式を発行することができます（108条1項9号）。
- 5 ○ 株式会社は、株主総会の決議事項の全部について議決権を有しないことを内容とする種類株式を発行することができます（108条1項3号）。

- 1 ○ 利益相反取引によって株式会社に損害が生じた場合には、株主総会または取締役会の承認の有無にかかわらず、株式会社と利益が相反する取引をした取締役または執行役は任務を怠ったものと推定されます（会社法423条3項1号、356条1項2号）。利益相反取引によって株式会社に損害が発生している以上、利益相反取引をした取締役または執行役が任務を怠ったことが原因であると考えられるからです。
- 2 ○ 取締役または執行役が競業取引の制限に関する規定に違反して取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役または第三者が得た利益の額は、賠償責任を負う損害の額と推定されます（423条2項、356条1項1号）。競業取引の制限に関する規定に違反、つまり株式会社の承認を得ずに競業取引を行った場合、より責任を重くするため、実際に発生した損害額ではなく、利益の額を損害額として推定することにしています。
- 3 × 監査等委員会設置会社の取締役の利益相反取引により株式会社に損害が生じた場合において、当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、「監査等委員ではない当該取締役」は、任務を怠ったものと推定されません（423条4項）。したがって、監査等委員である取締役のときは、任務を怠ったものと推定されることとなるため、当該取締役が監査等委員であるかどうかにかかわらず、任務を怠ったものと推定されることはないとする本肢は誤りとなります。
- 4 ○ 非業務執行取締役等は、定款の定めに基づき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として責任を負うとする契約を株式会社と締結することができます（427条1項）。業務を執行していない取締役等の責任を軽くすることで外部の者を招へいしやすくするためです。
- 5 ○ 自己のために株式会社と取引をした取締役または執行役は、任務を怠ったことが当該取締役または執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって損害賠償責任を免れることはできません（428条1項、356条1項2号、423条1項）。つまり、自己のために直接取引をした取締役または執行役は、無過失であっても損害賠償責任を負うことになります。

- 1 ○ 大会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社は、会計監査人の設置が義務付けられています（会社法327条5項、328条）。一方、当該いずれの会社形態においても、会計参与は任意に設置される機関です（326条2項）。
- 2 ○ 会社法上、「役員」とは取締役、会計参与および監査役とされており、会計監査人は「役員」には含まれていません（329条1項参照）。
- 3 ○ 会計参与の任期は、原則として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているので、会計参与は定時株主総会において選任決議が必要です（334条1項、332条1項）。一方、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていますが（338条1項）、当該定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされます（338条2項）。
- 4 ○ 会計参与は、取締役または執行役と共同して計算関係書類を作成します（374条1項、6項）。一方、会計監査人は、計算関係書類の監査を行います（396条1項）。
- 5 × 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければなりません（397条1項）。また、会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければなりません（375条1項）。

問題41

正解

ア

6

イ

18

ウ

13

エ

8

(テ)

憲法：人権（表現行為に対する事前抑制）

正答率↓

ア-8% イ-42% ウ-28% エ-46%

本問は、北方ジャーナル事件判決（最大判昭61.6.11）からの出題です。

表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、**ア：6－公の批判**の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ**イ：18－明確**な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが**ウ：13－公共の利害**に関する事項であるということができ、前示のような憲法21条1項の趣旨（略）に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら**エ：8－公益**を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、・・・（中略）・・・例外的に事前差止めが許されるものというべきであ〔る〕（以下略）。

表現行為に対する事前抑制は、表現をすることを委縮させ公の批判を減少させるおそれがあるため、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されることになります。したがって、**ア**には「6－公の批判」、**イ**には「18－明確」が入ります。事前差止めの対象が公務員または公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、それ自体が公共の利害に関するものであるといえるため、**ウ**には「13－公共の利害」が入ります。そして、**エ**には、北方ジャーナル事件判決において示された、例外的に事前差止めが許される要件が入るため、「8－公益」が入ります。

ア-86% イ-58% ウ-92% エ-91%

本問は、公営住宅の利用関係につき、民法をはじめとする私法法規が適用されるかについて争われた事件に関する最高裁判所判決（最判昭59.12.13）の理解を問うものです。

公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と **ア：5－社会福祉** の増進に寄与することを目的とするものであって（1条）、この法律によって建設された公営住宅の使用関係については、管理に関する規定を設け、家賃の決定、明渡等について規定し（第3章）、また、法〔＝公営住宅法〕の委任（25条）に基づいて制定された条例〔＝東京都営住宅条例〕も、使用許可、使用申込、明渡等について具体的な定めをしているところである。右法及び条例の規定によれば、公営住宅の使用関係には、**イ：18－公の営造物** の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであって、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法16条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例3条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋 **ウ：12－賃貸借関係** と異なることなく、このことは、法が賃貸（1条、2条）等私法上の **ウ：12－賃貸借関係** に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、**エ：3－信頼関係** の法理の適用があるものと解すべきである。ところで、右法及び条例の規定によれば、事業主体は、公営住宅の入居者を決定するについては入居者を選択する自由を有しないものと解されるが、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、両者の間には **エ：3－信頼関係** を基礎とする法律関係が存するものというべきであるから、公営住宅の利用者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合であっても、賃貸人である事業主体との間の **エ：3－信頼関係** を破壊するとは認め難い特段の事情があるときには、事業主体の長は、当該利用者に対し、その住宅の使用関係を取り消し、その明渡を請求することはできないものと解するのが相当である。

ア には、公営住宅法1条の規定から、「5－社会福祉」が入ります。**イ** には、公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないことから、「18－公の営造物」が入ります。**ウ** には、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、公営住宅法および条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なることはありませんので、「12－賃貸借関係」が入ります。**エ** には、公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例が特別法として民法および借家法に優先して適用されますが、公営住宅法および条例に特別の定めがない限り、原則として一般法の民法および借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があると解されますから、「3－信頼関係」が入ります。

問題43

正解

ア

14

イ

6

ウ

19

エ

9

①

マ

行政法：行政事件訴訟法（出訴期間経過と訴訟選択）

正答率↓

ア-84% イ-84% ウ-69% エ-84%

本問は、行政事件訴訟法の訴訟類型の理解を問うものです。

処分の取消しの訴え（行政事件訴訟法3条2項）には出訴期間の制限があり、当該処分があったことを知った日又は当該処分の日から一定期間を経過したときは、原則としてすることができない（同法14条1項、2項）。ただし、出訴期間が経過した後でも、当該処分が **ア：14－無効** であれば、当該処分の取消しの訴えとは別の訴えで争うことができる。

そのような訴えとしては複数のものがある。まず、行政事件訴訟法上の法定抗告訴訟としては、**イ：6－無効確認の訴え** がこれに当たる。また、私法上の法律関係に関する訴訟においても処分が **ア：14－無効** か否かが争われ得るところ、この訴えは **ウ：19－争点訴訟** と呼ばれ、行政事件訴訟法の一部が準用される。

最高裁判所の判例は、処分が **ア：14－無効** であるというためには、当該処分に **エ：9－重大かつ明白** な瑕疵がなければならないとする考えを原則としている。

処分の取消しの訴えの出訴期間を経過しても、当該処分が「無効」であれば、行政事件訴訟法上の「無効確認の訴え」を提起できますので、**ア** には、「14－無効」が入り、**イ** には、「6－無効確認の訴え」が入ります。

また、私法上の法律関係に関する訴訟において、処分の効力の有無が争われている場合を「争点訴訟」と呼びますから、**ウ** には、「19－争点訴訟」が入ります。

最高裁判所の判例（最大判昭31.7.18）は、処分が無効であるというためには、当該処分に「重大かつ明白」な瑕疵がなければならないとする考えを採用していますから、**エ** には、「9－重大かつ明白」が入ります。

〔解答例〕（44字）

Y市に対して、出席停止の懲罰の差止訴訟を提起し、出席停止の懲罰の仮の差止めを申し立てる。

〔解説〕

本問では、Y市議会の議員であるXの発言に対して、Y市議会の懲罰委員会が出席停止の懲罰を科すことが相当であるとの決定を行った事案を通じて、出席停止の懲罰を回避するための行政事件訴訟法上の手段に関する理解を問うものです。

1. 「どのような手段」

Xが検討しているのは、出席停止の懲罰が正式に決定されるY市議会本会議での議決前に懲罰を回避するための手段であるため、出席停止の懲罰の差止訴訟（行政事件訴訟法3条7項）を提起することが考えられます。なお、差止めの訴えは、一定の処分または裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができますが（37条の4本文）、Xは、本問の出席停止の懲罰が科されると議員としての職責を果たすことができないと考えています。そして、次の会期の議会が招集されるまで1か月程度の短い期間しかないことを考慮に入れると、仮の救済手段をとることも検討すべきです。差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分または裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずること（仮の差止め）ができます（37条の5第2項）。したがって、出席停止の懲罰の差止訴訟を提起したうえで、出席停止の懲罰の仮の差止めを申し立てることが有効適切であると考えられます。

2. 「誰に対して」

次に、差止訴訟を誰に対して提起すべきかを検討します。処分をした行政庁が国または公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、当該処分をした行政庁の所属する国または公共団体を被告として提起しなければならないとされていますが（11条1項1号）、この規定は差止訴訟にも準用されています（38条1項）。

本問では、出席停止の懲罰はY市議会の議決により正式に決定されるところ、Y市議会はY市という公共団体に属しているので、Xは、Y市に対して差止訴訟を提起すべきことになります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りです。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点します。

1. Y市に対して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点
2. 出席停止の懲罰の差止訴訟を提起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
3. 出席停止の懲罰の仮の差止めを申し立て・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点

〔解答例〕（45字）

抵当権の物上代位によって、保険金が払い渡される前に保険金請求権を差押えしなければならない。

〔解説〕

本問は、抵当目的物たる甲が火災によって焼失し、甲の所有者であるBが保険会社Cに対して火災保険金債権を取得した事例において、抵当権者であるAがこの保険金に対して優先弁済権を行使するための方法につき、①どのような法的手段によって、②何をしなければならないかの2点が問われています。

1. 法的手段について

抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができます（物上代位：304条1項本文、372条）。そして、保険金債権は、物上代位の対象となると解されています（大連判大12.4.7参照）です。したがって、Aが保険金に対して優先弁済権を行使するための法的手段は、抵当権の物上代位である旨を解答します。

2. Aがしなければならないことについて

抵当権者が物上代位をするためには、その払渡しの前に差押えをしなければならないものとされています（304条1項ただし書、372条）。したがって、Aが保険金に対して優先弁済権を行使するためにしなければならないことは、保険金が払い渡される前に保険金請求権を差押えすることである旨を解答します。

以上を40字程度にまとめて解答することとなります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 抵当権の物上代位によって・・・・・・・・・・・・・・・・・・10点
2. 保険金が払い渡される前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・4点
3. 保険金請求権を差押えしなければならない・・・・・・・・・・6点

〔解答例〕（44字）

請負人Bの担保責任に基づき、請負代金減額請求、損害賠償請求および本件契約の解除ができる。

〔解説〕

本問は、Aを注文者、Bを請負人とする住宅の建築請負契約（本件契約）が締結されており、BがAに引き渡した完成した住宅には雨漏りが3か所生じていることから、AがBに対してどのような権利行使ができるのかについて、権利行使ができる根拠を示して解答することを要求するものです。

請負人Bが引き渡した住宅には雨漏りが生じていることから、請負契約の内容に適合しない瑕疵があるといえます。そこで、注文者Aは、請負人Bの担保責任を追及して、履行の追完請求（修補請求）、請負代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができます（民法559条、562条、563条、564条）。

したがって、権利行使ができる根拠としては、請負人Bの担保責任に基づくこと、修補請求以外の3つの権利行使の方法には、①請負代金減額請求、②損害賠償請求、③契約の解除があることを記述することになります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 請負人Bの担保責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
2. 請負代金減額請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点
3. 損害賠償請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点
4. 本件契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点

問題47

正解

2

テーマ

一般知識：政治（G7サミット）

正答率45%

- 1 × G7サミット（主要国首脳会議）は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7か国の首脳が集まる会議のことです。G7にはEU（欧州連合）の首脳も参加しています。
- 2 ○ G7サミットの議長国の任期は1月から12月の1年間で、事務レベルの準備会合や関係閣僚会議の開催を通じて、サミットの準備および議事進行を行います。
- 3 × 2023年の議長国は「日本」でした。日本がこれまでに議長国を務めたのは、1979年、1986年、1993年、2000年、2008年、2016年です。
- 4 × 第1回のサミットは、1975年に、ジスカール・デスタン仏大統領の提案により、フランスのランブイエで行われました。日本は、第1回サミットから参加しています。
- 5 × サミットは議長国の国内で行われることが通例です。第1回サミットはフランスのランブイエで行われており、以後も各国で行われていました。スイスのダボスに固定されていたわけではありません。

- 1 ○ 1970年に日本が締結している「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」（航空機内の犯罪防止条約）は、日本が締結したテロ防止に関連する条約として最も古いものです。
- 2 ○ 2011年9月11日、アメリカで同時多発テロ事件が起きました。この事件をきっかけとして制定されたのが、テロ対策特別措置法です。
- 3 ○ 2015年9月には、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティ戦略が閣議決定されています。
- 4 ○ テロ等準備罪は、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結するために、組織犯罪処罰法の2017年の改正により設けられたものです。
- 5 × 2022年7月8日、奈良県で安倍晋三元首相が銃撃される事件が起きました。しかし、この事件をきっかけとして、内閣府にテロ対策庁が設置されたという事実はありません。

- ア ○ 東南アジア諸国連合（ASEAN）は、1967年に結成されました。原加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国でした。現在は、カンボジア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスを加えた10か国で構成されています。
- イ × 1986年からペレストロイカ政策のもと、共産党一党体制を保ちながらゆるやかな市場開放を進めたのは、ソ連（現ロシア）です。
- ウ × ラオスの内戦は1975年に終結し、王政を廃止して社会主義政権が成立し、ラオス人民民主共和国となりました。その後、王政が復活したことはありません。
- エ ○ インドネシアでは、1998年にスハルト政権が倒れて民政に移管しました。その背景には、1997年のアジア通貨危機による市民の不満の高まりがありました。
- オ ○ ミャンマーでは、2021年に国軍によるクーデターが発生し、軍部が全権を掌握しました。

以上より、妥当でないものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

- ア × 法人税は、法人の所得に対して課税する所得課税です。所得税と異なり、累進税率は採用されていません。
- イ × 法人税の税率を引き上げ、その財源を次世代育成支援に充当するといった政策は採られていません。
- ウ ○ 法人事業税では、所得や収入に対する課税だけではなく、法人の資本や付加価値に応じて課税する外形標準課税も導入されています。
- エ ○ OECD（経済協力開発機構）では、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）に対処するためのプロジェクトが立ち上げられており、日本も参加しています。BEPSとは、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題のことです。
- オ × 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の交付税原資化が進められ、これに伴い、平成26年度税制改正において、地方法人税（国税）を創設するといった改革が行われたことがあります。
- 以上より、妥当なものはウ・エであり、肢5が正解となります。

問題51	正解	1	① 一般知識：経済（日本の金融政策）	正答率69%
------	----	---	--------------------	--------

- 1 ○ 日本銀行では、消費者物価指数の上昇率を年2%とする物価安定目標を掲げ、金融緩和を推進しています。
- 2 × 海外では欧州中央銀行（ECB）でマイナス金利政策が採られていたこともありましたが、日本では、日本銀行が2016年1月にマイナス金利政策を導入しています。
- 3 × 日本銀行は、地域振興を進めるために地方銀行に対する独自の支援策として都市銀行より低い金利で貸付けを行うといった政策は実施していません。
- 4 × 2024年には新しい日本銀行券が発行されますが、デジタル通貨の導入を同時に行うこととはされていません。
- 5 × 2022年12月、日本銀行では長期金利の上限を引き上げる決定をしました。しかし、2022年の為替は円高ではなく、円安に急速に進んでいました。急速に進んだ円高への対処のためではありません。

問題52	正解	2	① 一般知識：社会（日本における平等と差別）	正答率61%
------	----	---	------------------------	--------

- 1 ○ 1969年に同和対策事業特別措置法が制定されて以降の国の特別対策は2002年に終了しましたが、2016年には部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。
- 2 × 男女雇用機会均等法は1985年に制定されています。そして、日本は、女子差別撤廃条約を1985年に批准しています。
- 3 ○ 熊本地方裁判所では、2001年にハンセン病国家賠償訴訟の判決において国の責任を認め、元患者に対する損害賠償を認める判決を出しています。
- 4 ○ 2016年にヘイトスピーチ解消法が制定されていますが、同法は、禁止規定や罰則のないものであり、いわゆる理念法といえます。
- 5 ○ 2021年の障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることになりました。

- 1 × 社会保障は主に社会保険、公的扶助、社会福祉および公衆衛生からなるので、前半は妥当です。しかし、健康保険や雇用保険などの社会保険の財源は、保険料でまかなわれており、社会保障の財源の全額が租税でまかなわれているわけではないため、後半が誤りです。
- 2 × 第二次世界大戦中の1942年に、イギリスで、ベバリッジによる「ベバリッジ報告」が発表され、「ゆりかごから墓場まで」というスローガンが提唱されました。これを第二次世界大戦後にアメリカで提唱されたとしている本肢は誤りです。
- 3 × 生活保護の給付には、医療扶助、介護扶助、出産扶助以外にも、「生活扶助」、「住宅扶助」、教育扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。したがって、生活扶助や住宅扶助は行われないとしている本肢は誤りです。
- 4 ○ 2008年（平成20年）に、従来の老人保健制度にかわって、原則として、75歳以上の高齢者（後期高齢者）を対象とした後期高齢者医療制度が施行されました。
- 5 × 児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者に対して給付する制度です。これを18歳未満の児童本人に支給する制度としている本肢は誤りです。

- ア** ○ R P A (Robotic Process Automation) とは、ロボットの代行による作業の自動化、ないし導入するソフトウェア等のことです。これにより、人手不足の解消や職員の負担軽減を図ることが期待されています。
- イ** × ガバメントクラウドとは、国の行政機関が共通した仕様で行政サービスのシステムを整備できるクラウド基盤のことです。地方自治体は利用できないものとはされていません。
- ウ** ○ e L T A Xとは、地方自治体が共同で運営する地方税ポータルシステムのことです。これにより、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うことができます。なお、国税については、国税電子申告・納税システム（e - T a x）という別のシステムがあります。
- エ** ○ L G W A N (Local Government Wide Area Network：総合行政ネットワーク) とは、地方自治体や政府機関が機密性の高い情報伝達を行うために構築された閉鎖型のネットワークであり、自治体内や自治体間でのメールや掲示板の機能を持つ連絡ツールとしても活用されています。
- オ** × オープンデータとは、二次利用が可能な公開データのことです。人手や労力・費用などのコストをかけずに多くの人が利用できるものです。自治体が保有する情報のオープンデータ化は禁止されていません。

以上より、妥当でないものはイ・オであり、肢4が正解となります。

- 1 ○ リスクウェアとは、インストール・実行した場合にシステムにリスクをもたらす可能性のあるソフトウェアのことです。
- 2 ○ ランサムウェアとは、感染したコンピュータのデータを暗号化してロックし、使えない状態にしたうえで、データを復元する対価として金銭を要求するプログラムのことです。
- 3 ○ フリースウェアとは、無料トライアルなどを通して解除方法を知らせないままネットの利用者をサブスクリプションに誘導し、高額の利用料を請求するアプリのことです。
- 4 × ファームウェアとは、「固い」を意味するファームからとられ、コンピュータのハードウェアを動作させるためのソフトウェアのことです。
- 5 ○ クリッパー・マルウェアとは、完成したコンピュータのクリップボード情報を収集し悪用する機能を持つマルウェアのことです。仮想通貨を狙ったものが多いです。

問題56	正解	5	① 一般知識：情報通信（インターネット広告）	正答率79%
------	----	---	------------------------	--------

1 段落目は、グーグルのGメール、2 段落目は、フェイスブックの広告機能に関する文章です。

グーグルのGメールは、ユーザーがグーグルにログインしているときのオンラインアクティビティに基づき、ユーザーとの関連が深く、役立つと思われる広告を選択して表示する仕組みを採用しています。

フェイスブックは、2007年に、外部Webサイトからの情報をフェイスブックユーザーに配信するビーコン機能を立ち上げています。

以上より、空欄に当てはまる語句は「広告」であり、肢5が正解となります。

問題57	正解	1	① 一般知識：個人情報保護（個人情報）	正答率49%
------	----	---	---------------------	--------

- ア ○ ある情報を他の情報と組み合わせることによって、不開示規定により守られるべき不開示情報が認識されるかを判断することを、モザイク・アプローチといいます。
- イ ○ E U（欧州連合）のG D P R（欧州データ保護規則）は、死者の個人データには適用されません。ただし、加盟国は、死者の個人データの処理に関する規定を定めることができるとしており、死者の情報の取扱いについて、加盟国の裁量に委ねています（G D P R前文）。
- ウ × 個人情報保護法において、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のことをいいます（個人情報保護法2条3項）。他方、機微情報（センシティブインフォメーション）は、要配慮個人情報よりも広い概念であり、例えば、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインでは、「法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）」と定義されており、要配慮個人情報と機微情報（センシティブインフォメーション）は内容に違いがないとはいえません。
- エ × デジタル改革関連法の一部として、個人情報保護法の令和3年改正が行われ、行政機関個人情報保護法が廃止されて個人情報保護法に一元化されたとする記述は妥当です。ただし、個人情報保護法の規律は、公的部門（第5章）と民間部門（第4章）に分けて規定されており、まったく同一となったわけではありません。したがって、後半が妥当ではありません。

以上より、妥当なものはア・イであり、肢1が正解となります。

問題58	正解	2	① 一般知識：文章理解（脱文挿入）	正答率88%
------	----	---	-------------------	--------

問題59	正解	1	① 一般知識：文章理解（空欄補充）	正答率90%
------	----	---	-------------------	--------

問題60	正解	1	① 一般知識：文章理解（脱文挿入）	正答率90%
------	----	---	-------------------	--------

問題58～60は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。